

金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案参照条文

目次

○	租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（抄）	1
○	登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）	1
○	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）（抄）	1
○	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）（抄）	3
○	金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（平成十四年法律第百九十号）（抄）	3
○	金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第百二十八号）（抄）	6
○	会社法（平成十七年法律第八十六号）（抄）	48
○	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）（抄）	50

○ 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（抄）

（経営強化計画に基づき行う登記の税率の軽減）
第八十条の二 次の各号に掲げる事項について登記を受ける場合において、当該事項が、金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第百二十八号）第五条第一項（同法附則第八号第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の経営強化計画に係るこれらの規定による主務大臣の決定又は同法第九号第一項（同法附則第八号第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）若しくは第十九号第一項（同法附則第九号第三項の規定により適用される場合を含む。）の変更後の経営強化計画に係るこれらの規定による主務大臣の承認（平成二十六年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に同法第二条第一項に規定する金融機関等が提出した当該経営強化計画又は当該変更後の経営強化計画を受けるものに限る。）に係るものであるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該決定又は承認の日から一年以内の登記について東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第四十一条の二の規定の適用がある場合については、この限りでない。

一 株式会社設立又は資本金の額の増加（次号及び第三号に掲げるものを除く。） 千分の三・五
二 合併による株式会社設立又は資本金の額の増加 千分の一（それぞれ資本金の額又は合併により増加した資本金の額のうち、合併により消滅した会社の当該合併の直前における資本金の額として財務省令で定めるものを超える資本金の額に対応する部分については、千分の三・五）
三 分割による株式会社設立又は資本金の額の増加 千分の五
四 合併による法人の設立又は資本金若しくは出資金の額の増加の場合における不動産の所有権の取得 千分の二
五 分割による法人の設立又は資本金若しくは出資金の額の増加の場合における不動産の所有権の取得 千分の四
六 法人の設立、資本金若しくは出資金の額の増加又は事業に必要な資産の譲受の場合における抵当権の取得（次号及び第八号に掲げるものを除く。） 千分の一・五
七 合併による法人の設立又は資本金若しくは出資金の額の増加の場合における抵当権の取得 千分の〇・五
八 分割による法人の設立又は資本金若しくは出資金の額の増加の場合における抵当権の取得 千分の一

○ 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）

（課税標準及び税率）
第九条 登録免許税の課税標準及び税率は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、登記等の区分に応じ、別表第一の課税標準欄に掲げる金額又は数量及び同表の税率欄に掲げる割合又は金額による。

○ 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）（抄）

（資金援助の申込み）
第五十九条 合併等を行う金融機関で破綻金融機関でない者（以下「救済金融機関」という。）又は合併等を行う銀行持株会社等（以下「救済銀行持株会社等」という。）は、機構が、合併等を援助するため、次に掲げる措置（第六号に掲げる措置にあつては、第二条第五項第五号に掲げる会社に対して行うものを除く。）以下「資金援助」という。）を行うことができる。

- 一 資金の貸付け又は預入れ
- 二 資産の買取り
- 三 債権の保証
- 四 債務の引受け
- 五 優先株式等の引受け等
- 六 損害担保
- 七 優先株式等の引受け等
- 八 損害担保
- 九 優先株式等の引受け等
- 一〇 損害担保
- 一一 優先株式等の引受け等
- 一二 損害担保
- 一三 優先株式等の引受け等
- 一四 損害担保
- 一五 優先株式等の引受け等
- 一六 損害担保
- 一七 優先株式等の引受け等
- 一八 損害担保
- 一九 優先株式等の引受け等
- 二〇 損害担保
- 二一 優先株式等の引受け等
- 二二 損害担保
- 二三 優先株式等の引受け等
- 二四 損害担保
- 二五 優先株式等の引受け等
- 二六 損害担保
- 二七 優先株式等の引受け等
- 二八 損害担保
- 二九 優先株式等の引受け等
- 三〇 損害担保
- 三一 優先株式等の引受け等
- 三二 損害担保
- 三三 優先株式等の引受け等
- 三四 損害担保
- 三五 優先株式等の引受け等
- 三六 損害担保
- 三七 優先株式等の引受け等
- 三八 損害担保
- 三九 優先株式等の引受け等
- 四〇 損害担保
- 四一 優先株式等の引受け等
- 四二 損害担保
- 四三 優先株式等の引受け等
- 四四 損害担保
- 四五 優先株式等の引受け等
- 四六 損害担保
- 四七 優先株式等の引受け等
- 四八 損害担保
- 四九 優先株式等の引受け等
- 五〇 損害担保
- 五一 優先株式等の引受け等
- 五二 損害担保
- 五三 優先株式等の引受け等
- 五四 損害担保
- 五五 優先株式等の引受け等
- 五六 損害担保
- 五七 優先株式等の引受け等
- 五八 損害担保
- 五九 優先株式等の引受け等
- 六〇 損害担保
- 六一 優先株式等の引受け等
- 六二 損害担保
- 六三 優先株式等の引受け等
- 六四 損害担保
- 六五 優先株式等の引受け等
- 六六 損害担保
- 六七 優先株式等の引受け等
- 六八 損害担保
- 六九 優先株式等の引受け等
- 七〇 損害担保
- 七一 優先株式等の引受け等
- 七二 損害担保
- 七三 優先株式等の引受け等
- 七四 損害担保
- 七五 優先株式等の引受け等
- 七六 損害担保
- 七七 優先株式等の引受け等
- 七八 損害担保
- 七九 優先株式等の引受け等
- 八〇 損害担保
- 八一 優先株式等の引受け等
- 八二 損害担保
- 八三 優先株式等の引受け等
- 八四 損害担保
- 八五 優先株式等の引受け等
- 八六 損害担保
- 八七 優先株式等の引受け等
- 八八 損害担保
- 八九 優先株式等の引受け等
- 九〇 損害担保
- 九一 優先株式等の引受け等
- 九二 損害担保
- 九三 優先株式等の引受け等
- 九四 損害担保
- 九五 優先株式等の引受け等
- 九六 損害担保
- 九七 優先株式等の引受け等
- 九八 損害担保
- 九九 優先株式等の引受け等
- 一〇〇 損害担保

第六十九条 機構は、資金援助に係る合併等の後、当該資金援助に係る救済金融機関若しくは救済銀行持株会社等又は当該資金援助に係る合併若しくは新設分割により設立された金融機関から追加の資金援助の申込みを受けた場合において、必要があると認めるときは、当該申込みを行った金融機関又は銀行持株会社等に対する追加の資金援助（第四項において「追加的資金援助」という。）を行うことができる。

2 4 (略)

第二百一条 再承継を行う金融機関で承継銀行でない者（以下この条において「再承継金融機関」という。）又は再承継を行う銀行持株会社等（以下この条において「再承継銀行持株会社等」という。）は、機構が、再承継を援助するため、資金援助（第五十九条第一項第三号、第六号又は第七号に掲げるものに限る。）を行うことを、機構に申し込むことができる。

2 7 (略)

第二百五条 機構は、第一号措置に係る認定が行われた場合において、当該認定に係る金融機関から第二百二条第五項の規定により定められた期限内に第一号措置（当該金融機関に対する株式等の引受け等に限る。以下この項において同じ。）に係る申込みを受けたときは、内閣総理大臣（当該金融機関が労働金庫又は労働金庫連合会である場合にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫である場合にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。第三項から第六項まで、第八条及び第十條第一項において同じ。）に対し、当該金融機関と連名で、当該申込みに係る第一号措置を行うかどうかの決定を求めなければならない。

2 機構内に第一号措置に係る認定が行われた場合において、当該認定に係る金融機関を子会社とする銀行持株会社等から第二百二条第五項の規定により定められた期限内に第一号措置（当該銀行持株会社等が発行する株式の引受けに限る。以下この項において同じ。）に係る申込みを受けたときは、内閣総理大臣に対し、当該銀行持株会社等と連名で、当該申込みに係る第一号措置を行うかどうかの決定を求めなければならない。

3 8 (略)

第二百二十六条の二十二 特定第一号措置に係る金融機関等（債務の支払を停止した金融機関等を除く。）は、機構が、当該金融機関等の自己資本の充実その他の財務内容の改善のために当該金融機関等の特定株式等の引受け等（優先株式以外の株式の引受け又は第二百二十六条の二十八第三項に規定する特定優先株式等の引受け等をいう。以下同じ。）を行うことを、機構に申し込むことができる。

3 2 (略)

3 特定第一号措置に係る特定認定に係る金融機関等（債務の支払を停止した金融機関等を除く。）を金融機関等子法人等とする金融機関等は、機構が、当該特定認定に係る金融機関等子法人等の自己資本の充実その他の財務内容の改善のために当該金融機関等の特定株式等の引受け等を行うことを、機構に申し込むことができる。

4 7 (略)

第二百二十六条の二十八 特定合併等を行う金融機関等で特定第二号措置に係る金融機関等（以下「特定破綻金融機関等」という。）でない者（以下「特定救済金融機関等」という。）又は特定合併等を行う特定持株会社等（銀行持株会社等、保険業法第二百四十一条第二項に規定する保険持株会社等（同項第二号及び第四号に掲げるものを除く。）又は指定親会社をいう。以下同じ。）で特定破綻金融機関等でない者（以下「特定救済持株会社等」という。）は、機構が、特定合併等を援助するため、次に掲げる措置（以下「特定資金援助」という。）を行うことを、機構に申し込むことができる。

一 金銭の贈与

二 資金の貸付け又は預入れ

三 資産の買取り

四 債務の保証

五 債権の引受け

六 特定優先株式等の引受け等

七 損害担保

259 (略)

(追加的特定資金援助)

第二百六条の三十二 機構は、特定資金援助に係る特定合併等の後、当該特定資金援助に係る特定救済金融機関等若しくは特定救済持株会社等又は当該特定資金援助に係る合併若しくは新設分割により設立された金融機関等から追加の特定資金援助の申込みを受けた場合において、必要があると認めるときは、当該申込みを行った金融機関等又は特定持株会社等に対する追加の特定資金援助(第四項及び第五項において「追加的特定資金援助」という。)を行うことができる。

255 (略)

(特定再承継金融機関等に対する特定資金援助)

第二百六条の三十八 特定再承継を行う金融機関等で特定承継金融機関等でない者(以下この条において「特定再承継金融機関等」という。)又は特定再承継を行う特定持株会社等で特定承継金融機関等でない者(以下この条において「特定再承継特定持株会社等」という。)は、機構が、特定再承継を援助するため、特定資金援助(第二百六条の二十八第一項第三号、第六号又は第七号に掲げるものに限る。)を行うことを、機構に申し込むことができる。

257 (略)

附則

(再承継金融機関等に対する資金援助)

第十五条の四 再承継を行う金融機関(次項第一号から第五号までに掲げるものにあつては、承継協定銀行でない者に限る。以下この条において「再承継金融機関」という。)又は再承継を行う銀行持株会社等(以下この条において「再承継銀行持株会社等」という。)は、機構が、再承継を援助するため、資金援助(第十九条第一項第三号、第六号又は第七号に掲げるものに限る。)を行うことを、機構に申し込むことができる。

257 (略)

(特定再承継金融機関等に対する特定資金援助)

第十五条の四の二 特定再承継を行う金融機関等(次項第一号から第五号までに掲げるものにあつては、承継協定銀行でない者に限る。以下この条において「特定再承継金融機関等」という。)又は特定再承継を行う特定持株会社等(以下この条において「特定再承継特定持株会社等」という。)は、機構が、特定再承継を援助するため、特定資金援助(第二百六条の二十八第一項第三号、第六号又は第七号に掲げるものに限る。)を行うことを、機構に申し込むことができる。

257 (略)

○ 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)(抄)

(業務)

第三十三条 指定支援法人は、農林中央金庫の要請を受けて、次に掲げる業務を行うものとする。

一 第三条の規定による農林中央金庫の指導に基づき行われる信用事業の再編及び信用事業強化措置(以下この条において「信用事業の再編等」という。)につき必要な優先出資(協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)以下「優先出資法」という。)に規定する優先出資をいう。以下同じ。引受け、劣後特約付金銭消費貸借(元金の支払について劣後の内容を有する特約が付された金銭の消費貸借であつて、主務省令で定めるものをいう。以下同じ。)による貸付け、金銭の贈与、資金の貸付け及び預入れ、損害担保(貸付けに係る債務の全部又は一部の弁済がなされないこととなつた場合において、あらかじめ締結する契約に基づきその債権者に対してその弁済がなされないこととなつた額の一部を補填するものをいう。)並びに債務の保証を行うこと。

二 信用事業の再編等につき必要な資金の貸付けを行う金融機関に対し利子補給金を交付すること。
三 信用事業の再編等に伴い債権を譲り受ける債権回収会社(債権管理回収業に関する特別措置法(平成十年法律第百二十六号)第二条第三項に規定する債権回収会社をいう。)に対し、当該債権の譲受けに必要な資金の貸付けを行い、及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。
四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

○ 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法(平成十四年法律第百九十号)(抄)

第三條 金融機関等は、経営基盤強化に関する計画（以下「経営基盤強化計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを平成三十四年三月三十一日までに主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

（認定を受けた経営基盤強化計画の変更）

第六條 第三條の認定を受けた経営基盤強化計画を提出した金融機関等（当該経営基盤強化計画に従い新たに設立される金融機関等がある場合には、新たに設立される金融機関等を含む。）は、当該認定を受けた経営基盤強化計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、変更後の経営基盤強化計画を主務大臣に提出して、その認定を受けなければならない。当該変更後の経営基盤強化計画を変更しようとするときも、同様とする。

2 主務大臣は、次に掲げる要件のいずれにも適合するものであると認めるときは、前項の認定を行うことができる。

一 変更後の経営基盤強化計画が第五條第一号から第五号までに掲げる要件のいずれにも適合するものであること。

二 変更を行うことについて予見し難い経済環境の変化その他のやむを得ない事情があること。

（認定経営基盤強化計画の公表）

第七條 主務大臣は、第三條又は前條第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る経営基盤強化計画（以下「認定経営基盤強化計画」という。）を公表するものとする。ただし、当該認定経営基盤強化計画を提出した金融機関等（当該認定経営基盤強化計画に従い新たに設立される金融機関等がある場合には、新たに設立される金融機関等を含む。）又はその子会社等が業務を行っている地域の信用秩序を損なうおそれのある事項、当該金融機関等又はその子会社等の預金者その他の取引者の秘密を害するおそれのある事項及び当該金融機関等又はその子会社等の業務の遂行に不当な不利益を与えるおそれのある事項については、この限りでない。

第三章 経営基盤強化計画の認定を受けた金融機関等に係る特別措置

第一節 根抵当権の譲渡に係る特例

（根抵当権の譲渡に係る特例）

第十條 金融機関等（以下この項において「譲渡金融機関等」という。）がその認定経営基盤強化計画に従い他の金融機関等（以下この条において「譲受金融機関等」という。）に対する事業の全部又は一部の譲渡により譲受金融機関等に対し元本の確定前に根抵当権をその担保すべき債権の全部とともに譲渡しようとするときは、譲渡金融機関等及び譲受金融機関等は、次に掲げる事項について異議のある根抵当権設定者は譲渡金融機関等に対し一定の期間内に異議を述べべき旨を公告し、又はこれを催告することができる。

一 譲渡金融機関等から譲受金融機関等に当該根抵当権が譲渡されること及びその期日

二 当該根抵当権の譲渡の後においても当該根抵当権が当該債権を担保すべきものとする事

2 前項の期間は、二週間を下つてはならない。

3 第一項の公告又は催告に係る根抵当権設定者が同項各号に掲げる事項について同項の期間内に異議を述べなかつたときは、同項第一号に掲げる事項について当該根抵当権設定者の承諾が、同項第二号に掲げる事項について当該根抵当権設定者と同項の公告又は催告に係る譲受金融機関等の合意が、それぞれあつたものとみなす。

4 根抵当権設定者が第一項各号に掲げる事項の一部について異議を述べたときは、同項各号に掲げる事項の全部について異議を述べたものとみなす。

（根抵当権移転登記等の申請手続の特例）

第十一條 前條第三項の場合における根抵当権の移転の登記の申請には、その申請情報と併せて公告又は催告をしたこと及び根抵当権設定者が同條第一項の期間内に異議を述べなかつたことを証する情報を提供しなければならぬ。

2 前條第三項の場合における根抵当権の担保すべき債権の範囲に譲渡に係る債権を追加することを内容とする根抵当権の変更の登記は、その申請情報と併せて前項に規定する情報を提供したときは、根抵当権者のみで申請することができる。

第二節 信用金庫等の持分に係る特例

（信用金庫等の持分の消却）

第十二条 信用金庫又は信用金庫連合会（以下「信用金庫等」という。）がその認定経営基盤強化計画に従い他の信用金庫等と合併を行う場合において、合併後存続する信用金庫等は、信用金庫法第二十一条第二項の規定にかかわらず、第七条の規定により当該認定経営基盤強化計画が公表された日からその実施期間が終了するまでの間、総会の決議によつて、その会員及び合併により消滅した信用金庫等の会員から同法第十六条第一項の規定により譲り受けた持分を消滅させることができる。

2 前項の持分は、当該信用金庫等又は当該他の信用金庫等が、合併の効力が生ずる日の二十日前の日から合併の効力が生ずる日までの間に、次の各号に掲げる場合における当該各号に定める会員から譲り受けの請求を受けたものに限る。

一 合併をするために総会の決議を要する場合 当該総会に先立って当該合併に反対する旨を当該信用金庫等又は当該他の信用金庫等に対し通知し、かつ、当該総会において当該合併に反対した会員

二 前号に規定する場合以外の場合 合併をする当該信用金庫等又は当該他の信用金庫等のすべての会員

3 認定経営基盤強化計画に従い合併により設立された信用金庫等は、信用金庫法第二十一条第二項の規定にかかわらず、当該認定経営基盤強化計画の実施期間が終了するまでの間、総会の決議によつて、合併により消滅した信用金庫等がその会員から同法第十六条第一項の規定により譲り受けた持分を消滅させることができる。

4 前項の持分は、合併により消滅した信用金庫等がその会員から合併の決議を行う総会に先立って当該合併に反対の意思の通知を受け、かつ、合併の効力が生ずる日の二十日前の日から合併の効力が生ずる日までの間に譲り受けの請求を受けたものに限る。

5 信用金庫等がその認定経営基盤強化計画に従い事業の全部の譲り受け（次項において「事業譲受け」という。）を行う場合において、当該信用金庫等は、信用金庫法第二十一条第二項の規定にかかわらず、第七条の規定により当該認定経営基盤強化計画が公表された日からその実施期間が終了するまでの間、総会の決議によつて、その会員から同法第十六条第一項の規定により譲り受けた持分を消滅させることができる。

6 前項の持分は、当該信用金庫等が、事業譲受けの効力が生ずる日の二十日前の日から事業譲受けの効力が生ずる日までの間に、次の各号に掲げる場合における当該各号に定める会員から譲り受けの請求を受けたものに限る。

一 事業譲受けをするために総会の決議を要する場合 当該総会に先立って当該事業譲受けに反対する旨を当該信用金庫等に対し通知し、かつ、当該総会において当該合併に反対した会員

二 前号に規定する場合以外の場合 事業譲受けをする信用金庫等のすべての会員

7 第一項、第三項及び第五項の決議は、総会（総代会にあつては、総代）の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数をもって行わなければならない。

8 第一項、第三項及び第五項の規定による持分の消滅については、信用金庫法第五十一条から第五十二条の二までの規定を準用する。

9 優先出資（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）に規定する優先出資をいう。次条において同じ。）を発行している信用金庫等は、同法第四十四条第三項の規定にかかわらず、第一項、第三項又は第五項の規定による持分の消滅を資本金の額の減少により行うことができる。

第十三条 労働金庫等の持分の消却）
（労働金庫等又は労働金庫連合会（以下「労働金庫等」という。）がその認定経営基盤強化計画に従い他の労働金庫等と合併を行う場合において、合併後存続する労働金庫等は、労働金庫法第二十一条第二項の規定にかかわらず、第七条の規定により当該認定経営基盤強化計画が公表された日からその実施期間が終了するまでの間、総会の決議によつて、その会員及び合併により消滅した労働金庫等の会員から同法第十六条の規定により譲り受けた持分を消滅させることができる。

2 前項の持分は、当該労働金庫等又は当該他の労働金庫等が、合併の効力が生ずる日の二十日前の日から合併の効力が生ずる日までの間に、次の各号に掲げる場合における当該各号に定める会員から譲り受けの請求を受けたものに限る。

一 合併をするために総会の決議を要する場合 当該総会に先立って当該合併に反対する旨を当該労働金庫等又は当該他の労働金庫等に対し通知し、かつ、当該総会において当該合併に反対した会員

二 前号に規定する場合以外の場合 合併をする当該労働金庫等又は当該他の労働金庫等のすべての会員

3 認定経営基盤強化計画に従い合併により設立された労働金庫等は、労働金庫法第二十一条第二項の規定にかかわらず、当該認定経営基盤強化計画の実施期間が終了するまでの間、総会の決議によつて、合併により消滅した労働金庫等がその会員から同法第十六条の規定により譲り受けた持分を消滅させることができる。

4 前項の持分は、合併により消滅した労働金庫等がその会員から合併の決議を行う総会に先立って当該合併に反対の意思の通知を受け、かつ、合併の効力が生ずる日の二十日前の日から合併の効力が生ずる日までの間に譲り受けの請求を受けたものに限る。

5 労働金庫等がその認定経営基盤強化計画に従い事業の全部の譲り受け（次項において「事業譲受け」という。）を行う場合において、当該労働金庫等は、労働金庫法第二十一条第二項の規定にかかわらず、第七条の規定により譲り受けた持分を消滅させることができる。

6 前項の持分は、当該労働金庫等が、事業譲受けの効力が生ずる日の二十日前の日から事業譲受けの効力が生ずる日までの間に、次の各号に掲げる場合における当該各号に定める会員から譲り受けの請求を受けたものに限る。

一 事業譲受けをするために総会の決議を要する場合 当該総会に先立って当該事業譲受けに反対する旨を当該労働金庫等に対し通知し、かつ、当該総会におい

て当該合併に反対した会員

7 前号に規定する場合以外、事業譲受けをする労働金庫等のすべての会員（総代会にあっては、総代）の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数をもって行わなければならない。

8 第一項、第三項及び第五項の規定による持分の消却については、労働金庫法第五十六条から第五十七条の二までの規定を準用する。

9 優先出資を発行している労働金庫等は、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第四十四条第三項の規定にかかわらず、第一項、第三項又は第五項の規定による持分の消却を資本金の額の減少により行うことができる。

（組織再編成を行う農林中央金庫等に係る根抵当権の譲渡に係る特例）
第十七条 農林中央金庫がその認定経営基盤強化計画に従い特定農水産業協同組合等（信用農水産業協同組合を除く。）から再編強化法第二条第三項第一号

第二号及び第四号に規定する信用事業の全部を譲り受けることにより、元本の確定前に根抵当権をその担保すべき債権の全部とともに譲り受けようとするときは、農林中央金庫及び当該特定農水産業協同組合等は、次に掲げる事項について異議のある根抵当権設定者は当該特定農水産業協同組合等に対し一定の期間内に異議を述べるべき旨を公告し、又はこれを催告することができる。

一 当該特定農水産業協同組合等から農林中央金庫に当該根抵当権が譲渡されること及びその期日
二 当該根抵当権の譲渡の後においても当該根抵当権が当該債権を担保すべきものとする事

2 前項の期間は、二週間を下つてはならない。

3 第一項の公告又は催告に係る根抵当権設定者が同項各号に掲げる事項について同項の期間内に異議を述べなかつたときは、同項第一号に掲げる事項について当該根抵当権設定者の承諾が、同項第二号に掲げる事項について当該根抵当権設定者と同項の公告又は催告に係る農林中央金庫の合意が、それぞれあつたものとみなす。

4 根抵当権設定者が第一項各号に掲げる事項の一部について異議を述べたときは、同項各号に掲げる事項の全部について異議を述べたものとみなす。

5 前各項の規定は、農業協同組合連合会がその認定経営基盤強化計画に従い農業協同組合から農業協同組合第十條第一項第二号及び第三号の事業並びに同項第四号の事業のうち同条第二十三項各号に掲げるもの（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第六項及び第七項の事業の全部又は一部を譲り受けることにより元本の確定前に根抵当権をその担保すべき債権の全部とともに譲り受けようとする場合、漁業協同組合連合会若しくは水産加工業協同組合連合会がその認定経営基盤強化計画に従い漁業協同組合から水産加工業協同組合第十一條第一項第三号及び第四号の事業並びに同項第五号の事業のうち同法第八十七條第三項各号に掲げるもの（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同法第十一條第三号から第五号までの事業の全部又は一部を譲り受けることにより元本の確定前に根抵当権をその担保すべき債権の全部とともに譲り受けようとする場合又は漁業協同組合連合会若しくは水産加工業協同組合連合会がその認定経営基盤強化計画に従い水産加工業協同組合から同法第九十三條第一項第一号及び第二号の事業並びに同項第三号の事業のうち同法第八十七條第三項各号に掲げるもの（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同法第九十三條第二号から第四号までの事業の全部又は一部を譲り受けることにより元本の確定前に根抵当権をその担保すべき債権の全部とともに譲り受けようとする場合を含む。）の場合における根抵当権移転登記等の申請について準用する。

6 第十一條の規定は、第三項（前項において準用する場合を含む。）の場合における根抵当権移転登記等の申請について準用する。

○ 金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第二百二十八号）（抄）

（定義）
第二条 この法律において「金融機関等」とは、次に掲げる者（この法律の施行地外に本店を有するものを除く。）をいう。

一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行（第五項において「銀行」という。）

二 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第二条に規定する長期信用銀行（第五項において「長期信用銀行」という。）

三 信用金庫

四 信用協同組合

五 労働金庫

六 信用金庫連合会

七 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の九第一項第一号及び第二号の事業を行う協同組合連合会（第七項において「信用協同組合連合会」という。）

八 労働金庫連合会

九 農林中央金庫

- 十 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）第十条第一項第二号及び第三号の事業を行う農業協同組合連合会（第十八条第二項において「農業協同組合連合会」という。）
- 十一 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を行う漁業協同組合連合会（第十八条第三項において「漁業協同組合連合会」という。）
- 十二 水産業協同組合法第九十七条第一項第一号及び第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会（第十八条第四項において「水産加工業協同組合連合会」という。）
- 十三 銀行持株会社等（銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社又は長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社をいう。以下同じ。）
- 2 この法律において「株式等」とは、株式、劣後特約付社債（元利金の支払について劣後の内容を有する特約が付された社債であつて、金融機関等の自己資本の充実に資するものとして政令で定める社債に該当するものをいう。）又は優先出資（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資をいう。以下同じ。）をいう。
- 3 この法律において「株式等の引受け等」とは、株式等の引受け又は劣後特約付金銭消費貸借（元利金の支払について劣後の内容を有する特約が付された金銭の消費貸借であつて、金融機関等の自己資本の充実に資するものとして政令で定める金銭の消費貸借に該当するものをいう。以下同じ。）による貸付けをいう。
- 4 この法律において「子会社」とは、銀行法第二条第八項に規定する子会社又は長期信用銀行法第十三条の二第二項に規定する子会社をいう。
- 5 この法律において「子会社等」とは、銀行法第五十二条の二十五（長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。）に規定する子会社等（銀行又は長期信用銀行（以下「銀行等」という。）に限る。）をいう。
- 6 この法律において「金融組織再編成」とは、次に掲げる行為であつては、当該行為を共同して行う金融機関等を含む。（第三章において同じ。）のいづれかが銀行持株会社等でないものをいう。
- 一 株式交換（各当事者が金融機関等である場合に限る。）
- 二 株式移転（金融機関等が共同して行う株式移転であつて、当該株式移転により新たに設立される株式移転設立完全親会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社をいう。以下同じ。）が銀行持株会社等である場合に限る。）
- 三 合併（各当事者が金融機関等である場合に限る。）
- 四 会社分割（金融機関等が共同して行う新設分割、金融機関等が単独で行う新設分割（事業の一部を承継させる新設分割であつて、当該新設分割の後において当該新設分割により事業の一部を承継させた会社及び当該新設分割により新たに設立された会社が金融機関等である場合に限る。）及び吸収分割（各当事者が金融機関等である場合に限る。））
- 五 会社分割による事業の承継（各当事者が金融機関等である場合に限る。）による事業の承継に限る。）
- 六 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け（各当事者が金融機関等である場合に限る。）
- 七 他の金融機関等への株式の交付（当該交付により当該他の金融機関等が金融機関等の経営を実質的に支配し、又は経営に重要な影響を与える場合として主務省令で定める場合に限るものとし、第一号、第二号及び第五号に掲げる場合を除く。）
- 八 他の金融機関等からの交付による株式の取得（当該取得により金融機関等が当該他の金融機関等の経営を実質的に支配し、又は経営に重要な影響を与える場合として主務省令で定める場合に限るものとし、第一号及び第四号に掲げる場合を除く。）
- 7 この法律において「協同組織中央金融機関」とは、次に掲げる者をいう。
 - 一 全国を地区とする信用金庫連合会
 - 二 全国を地区とする労働金庫連合会
 - 三 全国を地区とする協同組合連合会
 - 四 全国を地区とする労働金庫連合会
- 8 この法律において「協同組織金融機関」とは、第一項第三号から第八号までに掲げる金融機関等（協同組織中央金融機関を除く。）をいう。

第二章 金融機関等に対する資本の増強に関する特別措置

（経営強化計画）

- 第四条 金融機関等又は銀行持株会社等が前条第一項又は第二項の申込みをする場合には、当該金融機関等又は当該銀行持株会社等の対象子会社（当該銀行持株会社等がその子会社（金融機関等に限る。）の自己資本の充実に資するために同項の申込みをする場合における当該子会社をいう。以下この章において同じ。）は、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、次に掲げる事項を記載した経営強化計画（経営の強化のための計画をいう。以下同じ。）を主務大臣に提出しなればならない。この場合において、同項の申込みをする銀行持株会社等の対象子会社は、当該銀行持株会社等と連名で提出するものとする。
- 一 経営強化計画の実施期間（三年を超えないものであつて、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。）
 - 二 収益性及び業務の効率の向上の程度その他の経営強化計画の終期において達成されるべきものとして主務省令で定める経営の改善の目標

三 前号に掲げる目標を達成するための方策
四 従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制（経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等の経営体制を含む。）の確立に関する事項として主務省令で定めるもの
五 及び六 削除

七 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該金融機関等又は対象子会社が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策として主務省令で定めるもの

八 当該金融機関等が前条第一項の申込みをするときは、株式等の引受け等を求める額及びその内容

九 銀行持株会社等が前条第二項の申込みをするときは、当該銀行持株会社等が株式の引受けを求める額及びその内容並びに当該株式の引受けを受けて当該銀行持株会社等がその対象子会社に対して行う株式等の引受け等の額、内容及び実施時期

十 その他政令で定める事項
二 内閣総理大臣は、前項の規定により経営強化計画の提出を受けたときは、金融機能強化審査会の意見を聴かなければならない。

（株式等の引受け等の決定）

第五条 主務大臣は、前条第一項の規定により経営強化計画の提出を受けたときは、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、第三条第一項又は第二項の申込みに係る株式等の引受け等を行うべき旨の決定をするものとする。

一 経営強化計画に記載された前条第一項第二号に掲げる目標が主務省令で定める基準に適合するものであること。

二 経営強化計画の実施により前号に掲げる目標が達成されると見込まれること。
三 経営強化計画に記載された前条第一項第七号に掲げる方策の実施により当該地域における中小規模の事業者に対する金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域における経済の活性化のために見込まれること。

四 経営強化計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。
五 経営強化計画を提出した金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。）が預金保険法第二条第四項に規定する破綻金融機関、農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第五項に規定する経営困難農水産業協同組合又はその財産をもって債務を完済することができ

六 経営強化計画を提出した金融機関等が基準適合金融機関等（銀行法第十四条の二又は第五十二条の二十五その他これらに類する他の法令の規定に規定する基準を勘案して主務省令で定める健全な自己資本の状況にある旨の区分に該当する金融機関等）又は銀行持株会社等をいう。以下同じ。）でないときは又は当該金融機関等が協同組織金融機関等であるときは、当該金融機関等の存続が当該金融機関等が主として業務を行っている地域の経済にとつて不可欠であると認められる場合として政令で定める場合に該当すること。

七 削除
八 経営強化計画を提出した金融機関等が第三条第一項の申込みをしたときは、当該申込みに係る株式等の引受け等が当該金融機関等の自己資本の充実の状況に

九 照らし当該経営強化計画の実施のために必要な範囲であること。
十 銀行持株会社等が第三条第二項の申込みをしたときは、当該申込みに係る株式の引受けを受けて当該銀行持株会社等がその対象子会社に対して行う株式等の引受け等の額が当該申込みに係る株式の引受けの額を下回らないものであり、かつ、当該株式等の引受け等が当該対象子会社の自己資本の充実の状況に照らし

十一 経営強化計画の実施のために必要な範囲であること。
十二 この項の規定による決定を受けて協定銀行（預金保険法附則第七条第一項第一号に規定する協定銀行をいう。以下同じ。）が協定（第三十五条第一項に規定する協定をいう。以下この条から第四章の二までにおいて同じ。）の定めにより取得する株式等（次に掲げるものを含む。）又は貸付債権につき、その処分を

十三 する協定をいう。以下この条から第四章の二までにおいて同じ。）の定めにより取得する株式等（次に掲げるものを含む。）又は貸付債権につき、その処分を

十四 する協定をいう。以下この条から第四章の二までにおいて同じ。）の定めにより取得する株式等（次に掲げるものを含む。）又は貸付債権につき、その処分を

十五 する協定をいう。以下この条から第四章の二までにおいて同じ。）の定めにより取得する株式等（次に掲げるものを含む。）又は貸付債権につき、その処分を

十六 する協定をいう。以下この条から第四章の二までにおいて同じ。）の定めにより取得する株式等（次に掲げるものを含む。）又は貸付債権につき、その処分を

十七 する協定をいう。以下この条から第四章の二までにおいて同じ。）の定めにより取得する株式等（次に掲げるものを含む。）又は貸付債権につき、その処分を

十八 する協定をいう。以下この条から第四章の二までにおいて同じ。）の定めにより取得する株式等（次に掲げるものを含む。）又は貸付債権につき、その処分を

十九 する協定をいう。以下この条から第四章の二までにおいて同じ。）の定めにより取得する株式等（次に掲げるものを含む。）又は貸付債権につき、その処分を

二十 する協定をいう。以下この条から第四章の二までにおいて同じ。）の定めにより取得する株式等（次に掲げるものを含む。）又は貸付債権につき、その処分を

二十一 する協定をいう。以下この条から第四章の二までにおいて同じ。）の定めにより取得する株式等（次に掲げるものを含む。）又は貸付債権につき、その処分を

二十二 する協定をいう。以下この条から第四章の二までにおいて同じ。）の定めにより取得する株式等（次に掲げるものを含む。）又は貸付債権につき、その処分を

二十三 する協定をいう。以下この条から第四章の二までにおいて同じ。）の定めにより取得する株式等（次に掲げるものを含む。）又は貸付債権につき、その処分を

金融機関等又は同条第二項の申込みをした銀行持株会社等若しくはその対象子会社が基準適合金融機関等でないときは、議決権を行使することができる事項について制限のない株式の引受けによることができる。

3 銀行持株会社等が第三条第二項の申込みをした場合において、第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより当該銀行持株会社等が発行する株式の引受けを行ったときは、当該銀行持株会社等は、当該決定に係る経営強化計画に従い、その対象子会社に対して株式等の引受け等を行わなければならない。

4 主務大臣は、一の都道府県の区域の一部をその地区の全部とする農水産業協同組合連合会（第二条第一項第十号から第十二号までに掲げる金融機関等をいう。第三十八条第二項において同じ。）について第一項の規定による決定をしようとするときは、当該農水産業協同組合連合会の監督を行う都道府県知事に協議しなければならない。

5 主務大臣は、第一項の規定による決定をするときは、財務大臣の同意を得なければならない。

6 主務大臣は、第一項の規定による決定をしたときは、その旨を第三条第一項の申込みをした金融機関等又は同条第二項の申込みをした銀行持株会社等及び機構に通知しなければならない。

（募集株式等の割当て等の特例）

第五条の二 会社法第二百六条の二の規定は、協定銀行による株式の引受けに係る第三条第一項又は第二項の申込みに係る金融機関等又は銀行持株会社等による協定銀行に対する同法第九十九条第一項に規定する募集株式の割当てがされる場合又は協定銀行との間の同法第二百五条第一項の契約の締結がされる場合には、適用しない。

（経営強化計画の公表）

第六条 主務大臣は、第五条第一項の規定による決定をしたときは、主務省令で定めるところにより、第四条第一項の規定により提出を受けた経営強化計画を公表するものとする。ただし、当該経営強化計画を提出した金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等及びその子会社等を含む。以下この条において同じ。）が業務を行っていない地域の信用秩序を損なうおそれのある事項、当該金融機関等の預金者その他の取引者の秘密を害するおそれのある事項及び当該金融機関等の業務の遂行に不当な不利益を与えるおそれのある事項については、この限りでない。

（議決権制限株式の発行の特例）

第七条 会社法第一百五十五条の規定の適用については、金融機関等又は銀行持株会社等が第五条第一項の規定による決定に従い発行する議決権制限等株式は、ないものとみなす。

2 金融機関等又は銀行持株会社等が第五条第一項の規定による決定に従い議決権制限等株式を発行する場合には、当該議決権制限等株式の発行による変更の登記においては、その旨をも登記しなければならない。

3 前項の場合における商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）第五十六条の規定の適用については、同条中「次の書面」とあるのは、「次の書面及び金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第二十八号）第五条第一項の規定に従った同条第二項に規定する議決権制限等株式の発行であることを証する書面」とする。

（優先出資の発行の特例）

第八条 優先出資法第四条第二項の規定の適用については、金融機関等が第五条第一項の規定による決定に従い発行する優先出資は、ないものとみなす。

2 金融機関等が第五条第一項の規定による決定に従い優先出資を発行する場合には、当該優先出資の発行による変更の登記においては、政令で定めるところにより、その旨をも登記しなければならない。

（資本準備金等に関する特例）

第八条の二 第十四条第一項に規定する対象金融機関等であつて協定銀行が現に保有する取得株式等（第十条第二項に規定する取得株式等をいう。次条において同じ。）に係る優先出資に係る発行者であるもの（次条において「優先出資発行者」という。）は、当該取得株式等に係る優先出資の消却を行うため、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十六条第二項、中小企業等協同組合法第五十八条第三項、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第六十条第二項、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第七十六条第三項、農業協同組合法第五十一条第五項、水産業協同組合法第九十二条第三項及び第一百条第三項において準用する同法第五十五条第五項並びに優先出資法第四十二条第四項の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けて、消却に必要な額に限り、資本準備金又は法定準備金（優先出資法第二条第八項に規定する法定準備金をいう。次条第一項、第十七条第八項、第二十八条第三項及び第三十四条の六第三項において同じ。）の額を減少して、剰余金の額を増加することができる。

（自己優先出資の消却に関する特例）

第八条の三 優先出資発行対象金融機関等は、前条の規定による資本準備金及び法定準備金の額の減少並びに剰余金の額の増加を行った場合又は資本準備金及び法定準備金を計上していない場合には、優先出資法第四十四条第三項の規定にかかわらず、取得株式等に係る優先出資の消却を行うため、剰余金の額を増加することができない。

2 優先出資発行対象金融機関等に係る取得株式等に係る優先出資については、優先出資法第十五条第一項の規定により行う消却のほか、次に掲げる場合には、総会又は総代会の決議又は議決によつて消却を行うことができる。

1 前項の規定により増加した剰余金の額をもつて自己の取得株式等に係る優先出資を取得して消却を行う場合
2 新たに発行する優先出資の払込金をもつて自己の取得株式等に係る優先出資を取得して消却を行う場合
3 前項の消却を行う場合には、消却後の普通出資の総額と優先出資の額面金額に消却後の発行済優先出資の総口数を乗じて得た額の合計額は、資本金の額を超えてはならない。

4 第二項の決議又は議決は、優先出資発行対象金融機関等の定款の変更の決議又は議決の例による。

(経営強化計画の変更)
第九条 第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行った銀行持株会社等の対象子会社は、第四条第一項の規定により提出した経営強化計画(この項の規定による承認を受けた変更後のもの又は第十二条第一項の規定による承認を受けたものを含む。以下第十一条までにおいて単に「経営強化計画」という。)の変更(主務省令で定める軽微な変更を除く。以下この条において同じ。)をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、変更後の経営強化計画を主務大臣に提出して、その承認を受けなければならない。この場合において、変更前の経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等があるときは、当該銀行持株会社等と連名で提出するものとする。

2 主務大臣は、前項の規定により変更後の経営強化計画の提出を受けたときは、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、同項の規定による承認をするものとする。

1 変更後の経営強化計画に記載された第四条第一項第二号に掲げる目標が主務省令で定める基準に適合するものであること。
2 変更後の経営強化計画の実施により前号に規定する目標が達成されると見込まれること。
3 変更後の経営強化計画に記載された第四条第一項第七号に掲げる方策の実施により当該地域における中小規模の事業者に対する金融の円滑化が見込まれること。
4 その他当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること。

5 変更後の経営強化計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。
予見し難い経済情勢の変化、当該金融機関等又は対象子会社の組織再編成その他経営強化計画の変更をすることについてやむを得ない事情があること。
4 予見し難い経済情勢の変化、当該金融機関等又は対象子会社の組織再編成その他経営強化計画の変更をすることについて、第六条の規定は主務大臣が同項の規定による承認をした場合における同項の規定により提出を受けた変更後の経営強化計画について、それぞれ準用する。

(経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置等)
第十条 第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行った銀行持株会社等若しくはその対象子会社は、その実施している経営強化計画の履行状況について、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、報告を行わなければならない。ただし、協定銀行が当該株式等の引受け等を行った金融機関等又は銀行持株会社等に係る取得株式等又は取得貸付債権(同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得した貸付債権をいう。以下この章において同じ。)の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けた場合は、この限りでない。

2 前項の「取得株式等」とは、次に掲げるものをいう。

1 第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより引き受けた株式等(次に掲げるものを含む。)
イ 当該株式等が株式である場合にあっては、次に掲げる株式
ロ 当該株式等が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあっては、その請求により転換された他の種類の株式
ハ 当該株式等が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあっては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式
ニ 当該株式等が(1)若しくは(2)に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

(3) 当該株式等が優先出資である場合にあっては、当該優先出資について分割され又は併合された優先出資

2 当該株式等が優先出資である場合にあっては、当該優先出資について分割された優先出資

ロ 当該株式等が優先出資である場合にあっては、当該優先出資について分割された優先出資
イ 当該株式等が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあっては、その請求により転換された他の種類の株式
ニ 当該株式等が優先出資である場合にあっては、当該優先出資について分割された優先出資
ハ 当該株式等が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあっては、その請求により転換された他の種類の株式
ニ 当該株式等が(1)若しくは(2)に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された優先出資
ロ 当該株式等が優先出資である場合にあっては、当該優先出資について分割された優先出資
イ 当該株式等が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあっては、その請求により転換された他の種類の株式
ニ 当該株式等が優先出資である場合にあっては、当該優先出資について分割された優先出資
ハ 当該株式等が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあっては、その請求により転換された他の種類の株式
ニ 当該株式等が(1)若しくは(2)に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された優先出資
ロ 当該株式等が優先出資である場合にあっては、当該優先出資について分割された優先出資
イ 当該株式等が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあっては、その請求により転換された他の種類の株式

ロ 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあっては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式
ハ 当該株式又はイ若しくはロに掲げた他の種類の株式について分割され又は併合された株式
第六条の規定は、主務大臣が第一項の規定により経営強化計画の履行状況について報告を受けた場合における当該報告について準用する。

第三十一条 主務大臣は、協定銀行が第五条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は銀行持株会社等に係る取得株式等（前条第二項に規定する取得株式等をいう。以下この章において同じ。）又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けるまでの間、当該決定に係る経営強化計画の履行状況に照らして必要があると認めるときは、当該経営強化計画の履行を確保するため、その必要な限度において、当該経営強化計画を提出した金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。）に対し、当該経営強化計画の履行状況に關し参考となるべき報告又は資料の提出、当該経営強化計画に記載された措置であつて当該経営強化計画に従つて実施されていないものの実施その他の監督上必要な措置を命ずることができる。

2 前項の場合において、主務大臣は、必要があると認めるときは、協定銀行に対し、当該取得株式等について、議決権を行使することができる事項について制限のない株式への転換の請求その他の株主又は出資者としての権利を行使するよう要請することができる。

（経営強化計画の実施期間が終了した後の措置）

第十二条 第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行った銀行持株会社等の対象子会社は、その実施している経営強化計画（第四条第一項の規定により提出したもの、第九条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又はこの項の規定による承認を受けたものをいう。）の実施期間が、協定銀行が当該株式等の引受け等を行った金融機関等又は銀行持株会社等に係る取得株式等又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けるまでの間に終了する場合には、主務省令で定めるその承認を受けなければならぬ。この場合において、実施期間が終了した経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等があるときは、当該銀行持株会社等と連名で提出するものとする。

2 主務大臣は、前項の規定により提出を受けた経営強化計画が次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、同項の規定による承認をするものとする。

一 経営強化計画に記載された第四条第一項第二号に掲げる目標が主務省令で定める基準に適合するものであること。

二 経営強化計画の実施により前号に規定する目標が達成されると見込まれること。

三 経営強化計画に記載された第四条第一項第七号に掲げる方策の実施により当該地域における中小規模の事業者に対する金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること。

四 経営強化計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

3 主務大臣は、第一項の規定により提出を受けた経営強化計画を承認しないときは、その旨を公表するとともに、当該経営強化計画を提出した金融機関等又は対象子会社（当該経営強化計画を当該対象子会社と連名で提出した銀行持株会社等を含む。）に対し、当該提出を受けた経営強化計画の変更その他の監督上必要な措置を命ずるものとする。

4 前項の場合において、主務大臣は、必要があると認めるときは、協定銀行に対し、第一項に規定する取得株式等について、議決権を行使することができる事項について制限のない株式への転換の請求その他の株主又は出資者としての権利を行使するよう要請することができる。

5 第四条第二項の規定は主務大臣が第一項の規定により経営強化計画の提出を受けた場合について、第六条の規定は主務大臣が同項の規定による承認をした場合における同項の規定により提出を受けた経営強化計画について、それぞれ準用する。

（株式交換等の認可）

第十三条 第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は銀行持株会社等（この項の規定による認可を受けた場合における次項第一号に規定する会社を含む。）であつて、協定銀行が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの（以下この条及び次条において「発行金融機関等」という。）は、株式交換（当該発行金融機関等が株式交換完全子会社（会社法第七百六十八条第一号に規定する株式交換完全子会社をいう。以下同じ。）となるものに限る。）又は株式移転（以下この条において「株式交換等」という。）を行おうとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 主務大臣は、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、前項の規定による認可をするものとする。

一 株式交換等により当該発行金融機関等の株式交換完全親株式会社又は株式移転設立完全親会社となる会社が銀行持株会社等（新たに設立されるものを含む。）であること。

二 株式交換等により協定銀行が割当てを受ける取得株式等となる株式の種類が当該株式交換等の前において協定銀行が保有する取得株式等である株式の種類と同一のもの認められ、かつ、当該株式交換等の後において協定銀行が保有する取得株式等である株式に係る議決権が前号に規定する会社の総株主の議決権に

占める割合が、当該株式交換等の前において協定銀行が保有する取得株式等である株式に係る議決権が当該発行金融機関等の総株主の議決権に占める割合と比べて著しく低下する場合でないこと。

三 株式交換等により当該取得株式等である株式の処分をすることが困難になると認められる場合でないこと。

3 発行金融機関等が第一項の規定による認可を受けて株式交換等を行ったときは、当該発行金融機関等又はその子会社であつて、第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行った銀行持株会社等の対象子会社（次条第七項において準用する同条第三項の規定による承認を受けた承継子会社（同条第七項に規定する承継子会社をいう。）を含む。）であるものは、その実施している経営強化計画（第四条第一項若しくはこの項の規定により提出したもの、第九条第一項（次項及び次条第十一項において準用する場合を含む。）の規定若しくは次条第七項において準用する同条第三項の規定による承認を受けたもの又は前条第一項（次項及び次条第十一項において準用する場合を含む。）の規定による承認を受けたもの）をいう。）に代えて、主務省令で定めるところにより、当該株式交換等により当該発行金融機関等において準用する同条第三項の規定による承認を受けたものとなる会社と連名で、当該経営強化計画に記載された事項（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等の経営体制に係る部分を除く。）のほか、次に掲げる事項を記載した経営強化計画を主務大臣に提出しなければならない。

一 株式交換等により当該発行金融機関等の株式交換完全親株式会社又は株式移転設立完全親会社となった会社における責任ある経営体制の確立に関する事項として主務省令で定めるもの

二 その他主務省令で定める事項

4 第六条の規定は主務大臣が前項の規定により提出を受けた経営強化計画について、第九条から前条までの規定は当該経営強化計画（この項において準用する第九条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又はこの項において準用する前条第一項の規定による承認を受けたものを含む。）について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

<p>第九条第一項</p>	<p>第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行った銀行持株会社等の対象子会社は</p>	<p>第十三条第三項の規定により経営強化計画を提出した金融機関等は</p>
<p>第十条第一項</p>	<p>第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行った銀行持株会社等若しくはその対象子会社</p>	<p>第十三条第三項の規定により経営強化計画を提出した金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。）</p>
<p>前条第一項</p>	<p>当該株式等の引受け等を行った金融機関等又は銀行持株会社等</p>	<p>当該経営強化計画に係る第五条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は銀行持株会社等</p>
<p>前条第三項</p>	<p>当該経営強化計画を提出した金融機関等又は対象子会社（当該経営強化計画を当該対象子会社と</p>	<p>当該経営強化計画を提出した金融機関等（当該経営強化計画を</p>

（合併等の認可）

第十四条 第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等（第三項の規定による承認を受けた次項第一

<p>第二項</p>	<p>合併、会社分割</p>	<p>合併等の後に協定銀行が保有する取得株式等又は取得貸付債権に係る発行者又は債務者となる法人が当該対象金融機関等であることを、第九條第一項（第四條第一項の規定により提出したものの、第九條第一項（第十一項において準用する場合を含む）の、第九條第一項（第十一項において準用する場合を含む）</p>
<p>第一項</p>	<p>協定銀行が当該経営強化計画に係る第五條第一項の規定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は銀行持株会社等に係る取得株式等又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けるまでの間、合併、会社分割</p>	<p>協定銀行が当該経営強化計画に係る第五條第一項の規定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は銀行持株会社等に係る取得株式等又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けるまでの間、合併、会社分割</p>
<p>号に規定する承継金融機関等を含む。）であつて協定銀行が現に保有する取得株式等又は取得貸付債権に係る発行者又は債務者であるもの（以下この条において「対象金融機関等」という。）は、合併、会社分割、会社分割による事業の承継又は事業の全部若しくは一部の譲渡若しくは譲受け（以下この条及び第二十四條において「合併等」という。）を行おうとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>一 合併等の後に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、前項の規定による認可を省略するものとする。</p> <p>二 合併等が実施している経営強化計画（第四條第一項の規定により提出したもの、第九條第一項（第十一項において準用する場合を含む。）の規定による承継を受けた変更後のもの又は第十二條第一項（第十一項において準用する場合を含む。）若しくは次項の規定による承継を受けたものをいう。）に係る事業（以下この項において「経営強化関連業務」という。）の全部を承継する他の金融機関等（新たに設立されるものを含む。）を含む。以下この条において「承継金融機関等」という。）であること。</p> <p>三 合併等により当該対象金融機関等（承継金融機関等を含む。）の経営の強化が阻害されないこと。</p> <p>四 合併等により当該対象金融機関等が行われるときは、当該承継が円滑かつ適切に行われる見込みが確実であること。</p> <p>五 その他政令で定める要件。</p> <p>三 対象金融機関等が第一項の規定による認可を受けて合併等を行った場合において、当該合併等に係る承継金融機関等があるときは、当該承継金融機関等は、主務省令で定めるところにより、第四條第一項第一号から第四号まで及び第七号に掲げる事項その他主務省令で定める事項を記載した経営強化計画を主務大臣に提出して、その承認を受けなければならない。</p> <p>四 主務大臣は、前項の規定により提出を受けた経営強化計画が次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、同項の規定による承認をするものとする。</p> <p>一 経営強化計画に記載された第四條第一項第二号に掲げる目標が達成されることと見込まれること。</p> <p>二 経営強化計画の実施により前号に掲げる目標が達成されることと見込まれること。</p> <p>三 経営強化計画に記載された第四條第一項第七号に掲げる方策の実施により当該地域における中小規模の事業者に対する金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること。</p> <p>四 経営強化計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。</p> <p>五 主務大臣は、第三項の規定により提出を受けた経営強化計画を承認しないときは、その旨を公表するとともに、当該経営強化計画を提出した承継金融機関等に對し、当該提出を受けた経営強化計画の変更その他の監督上必要な措置を命ずるものとする。</p> <p>六 前項の場合において、主務大臣は、必要があると認めるときは、協定銀行に對し、第一項に規定する取得株式等について、議決権を行使することができる事項について制限のない株式への転換の請求その他の株主又は出資者としての権利を行使するよう要請することができる。</p> <p>七 前各項の規定は、第五條第一項の規定による決定を受けた銀行持株会社等の対象子会社又は同項の規定による決定を受けた協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った承継金融機関等を含む。）であつて当該金融機関等が行う株式交換若しくは株式移転により対象金融機関等（承継子会社（この項において準用する第二項第一号に規定する他の金融機関等を含む。）以下この条において同じ。）を含む。以下この条において「対象子会社等」という。）のうち、経営強化計画（第四條第一項、前條第三項（第十二項において準用する場合を含む。）若しくは第十項の規定により提出したもの、第九條第一項（前條第四項（第十二項において準用する場合を含む。）、第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）の規定による承認を受けた変更後のもの又は第十二條第一項（前條第四項（第十二項において準用する場合を含む。））を實施しているものについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句と読み替へるものとす。</p>		

	<p>業。)</p> <p>第一項(第十一項において準用する場合を含む。)</p> <p>若しくは次項の規定による承認を受けたものをいう。)</p> <p>に係る事業</p>	<p>を子会社とする銀行持株会社等であること</p>
<p>第三項</p>	<p>承継金融機関等を含む</p> <p>承継金融機関等</p>	<p>承継子会社を含む</p> <p>承継子会社</p>
<p>第五項</p>	<p>承継金融機関等</p> <p>第四条第一項第一号から第四号まで及び第七号</p>	<p>承継子会社(当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。)</p> <p>第二項第一号に規定する銀行持株会社等と連名で、第四条第一項第一号から第四号まで及び第七号</p>
<p>8</p>	<p>対象金融機関等でない発行金融機関等(この項の規定による認可を受けた場合における次項第一号に規定する他の銀行持株会社等又は第十二項において準用する前条第一項の規定による認可を受けた場合における第十二項において準用する同条第二項第一号に規定する会社であつて、協定銀行が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの(以下この条において「組織再編成後発行銀行持株会社等」という。))を含む。次項において同じ。)</p> <p>は、合併等を行うおとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。</p>	<p>承継子会社(当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。)</p>
<p>9</p>	<p>主務大臣は、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、前項の規定による認可をすることができる。</p> <p>一 合併等の後において協定銀行が保有する取得株式等である株式の発行者となる会社が当該発行金融機関等であること又は当該発行金融機関等に係る対象子会社等を子会社とする他の銀行持株会社等(新たに設立されるものを含む。))であること。</p> <p>二 合併等により当該発行金融機関等(前号に規定する他の銀行持株会社等を含む。))による当該発行金融機関等に係る対象子会社等の経営管理が阻害されないこと。</p>	<p>承継子会社(当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。)</p>
<p>10</p>	<p>三 合併等により当該取得株式等である株式の処分をすることが困難になると認められる場合でないこと。</p> <p>四 その他政令で定める要件</p>	<p>承継子会社(当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。)</p>
<p>11</p>	<p>対象金融機関等でない発行金融機関等又は組織再編成後発行銀行持株会社等が第八項の規定による認可を受けて合併等を行った場合において、前項第一号に規定する他の銀行持株会社等があるときは、当該発行金融機関等又は組織再編成後発行銀行持株会社等に係る対象子会社等は、その実施している経営強化計画(第七項に規定する経営強化計画をいう。))に代えて、主務省令で定めるところにより、当該他の銀行持株会社等と連名で、当該経営強化計画に記載された事項(当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等の経営体制に係る部分を除く。))のほか、次に掲げる事項を記載した経営強化計画を主務大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 当該他の銀行持株会社等における責任ある経営体制の確立に関する事項として主務省令で定めるもの</p> <p>二 その他主務省令で定める事項</p>	<p>承継子会社(当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。)</p>
<p>第九條第一項</p>	<p>第四條第一項の規定により提出した</p>	<p>承継子会社(当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。)</p>
<p>第十條第一項</p>	<p>当該株式等の引受け等を行った金融機関等又は銀行持株会社等</p>	<p>承継子会社(当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。)</p>
<p>第十四條第三項(同條第七項において準用する場合を含む。)</p> <p>の規定による承認を受けた</p>	<p>承継子会社(当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。)</p>	<p>承継子会社(当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。)</p>

第十二条第一項	<p>第四条第一項の規定により提出したもの、第九条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又はこの項の規定による承認を受けたもの</p>	<p>第十四条第三項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定若しくは同条第十一項において準用する第十二条第一項の規定による承認を受けたもの又は第十四条第十一項において準用する第九条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの</p>
<p>12 第六条の規定は主務大臣が第十項の規定により提出を受けた経営強化計画について、第九條から第十二條までの規定は当該経営強化計画（この項において準用する第九條第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又はこの項において準用する第十二條第一項の規定による承認を受けたものを含む。）について、前條の規定は第三項の規定による承認を受けた承継金融機関等であつて協定銀行が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの又は組織再編成後発行銀行持株会社等について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句と読み替へるものとする。</p>	<p>当該株式等の引受け等を行った金融機関等又は銀行持株会社等</p>	<p>当該経営強化計画に係る第五條第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は銀行持株会社等</p>
第九条第一項	<p>第五條第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行った銀行持株会社等の対象子会社</p>	<p>対象子会社等</p>
第九条第二項	<p>当該金融機関等又は対象子会社</p>	<p>当該対象子会社等</p>
第十条第一項	<p>第五條第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行った銀行持株会社等若しくはその対象子会社</p>	<p>対象子会社等（経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。）</p>
第十二条第一項	<p>当該株式等の引受け等を行った金融機関等又は銀行持株会社等</p>	<p>当該経営強化計画に係る第五條第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は銀行持株会社等</p>
第十二条第三項	<p>金融機関等又は対象子会社（当該経営強化計画を当該対象子会社と）</p>	<p>対象子会社等（当該経営強化計画を）</p>
前条第三項	<p>第五條第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行った銀行持株会社等の対象子会社（次条第</p>	<p>対象子会社等</p>

前条第四項	<p>七項において準用する同条第三項の規定による承認を受けた承継子会社（同条第七項に規定する承継子会社をいう。）を含む。）</p> <p>第四条第一項若しくはこの項の規定により提出したもの、第九条第一項（次項及び次条第十一項において準用する場合を含む。）の規定による承認を受けた変更後のもの又は前条第一項（次項及び次条第十一項において準用する場合を含む。）の規定若しくは次条第七項において準用する場合第三項の規定による承認を受けたもの</p>	<p>第十四条第三項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定若しくは同条第十一項若しくは同条第十二項（同項において準用する第十三条第四項を含む。）において準用する第十二条第一項の規定による承認を受けたもの、第十四条第十項の規定若しくは同条第十二項において準用する第十三条第三項の規定により提出されたもの又は第十四条第十一項若しくは同条第十二項（同項において準用する第十三条第四項を含む。）において準用する第十三条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの</p>
<p>経営強化計画を提出した金融機関等は</p> <p>経営強化計画を提出した金融機関等（</p>	<p>経営強化計画を提出した金融機関等（</p>	<p>経営強化計画を提出した対象子会社等は</p> <p>経営強化計画を提出した対象子会社等（</p>

（特別支配株主の株式等売渡請求の特例）
第十四条の二 会社法第二章第四節の二の規定は、第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行った金融機関等（前条第一項の規定による認可を受けた場合における同条第二項第一号に規定する承継金融機関等を含む。）又は銀行持株会社等（第十三条第一項の規定による認可を受けた場合における同条第二項第一号に規定する会社及び前条第八項に規定する組織再編成後発行銀行持株会社等を含む。）であつて協定銀行が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるものの特別支配株主（同法第一百七十九条第一項に規定する特別支配株主をいい、協定銀行を除く。第二十四条の二において同じ。）については、適用しない。

第三章 金融組織再編成を行う金融機関等に対する資本の増強に関する特別措置

第十五条（略）

- 3 前二項に規定する「組織再編成金融機関等」とは、金融組織再編成に係る金融機関等であつて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるものをいう。
 - 一 金融機関等が金融組織再編成（特定組織再編成、株式移転及び事業の一部を承継させる新設分割を除く。）を行う場合 当該金融機関等
 - 二 金融機関等が特定組織再編成を行う場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金融機関等
 - イ 金融機関等が合併を行う場合 当該合併の後において存続する金融機関等又は当該合併により新たに設立される金融機関等
 - ロ 金融機関等が事業の全部を承継させる会社分割又は会社分割による事業の全部を譲り受ける金融機関等
 - ハ 金融機関等が事業の全部の譲渡又は譲受けを行う場合 事業の全部を譲り受ける金融機関等
 - ニ 金融機関等が株式移転を行う場合 当該金融機関等又は当該株式移転により株式移転設立完全親会社となる銀行持株会社等
 - ホ 金融機関等が事業の一部を承継させる新設分割を行う場合 当該金融機関等又は当該新設分割により新たに設立される金融機関等
- 4 第二項に規定する「組織再編成銀行持株会社等」とは、金融組織再編成を行う金融機関等に係る銀行持株会社等であつて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるものをいう。
 - 一 金融機関等が金融組織再編成（特定組織再編成及び株式交換を除き、当該金融機関等が組織再編成金融機関等（前項に規定する組織再編成金融機関等をいう。以下同じ。）に該当するものに限る。）を行う場合 当該金融機関等を子会社とする銀行持株会社等
 - 二 金融機関等が特定組織再編成を行う場合 前項第二号イからハまでに定める金融機関等（当該特定組織再編成により新たに設立されるものを除く。）を子会社とする銀行持株会社等
 - 三 金融機関等が株式交換を行う場合 当該株式交換により当該金融機関等の株式交換完全親株式会社となる銀行持株会社等

(金融組織再編成に係る経営強化計画)
第十六条 金融組織再編成を行う金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等(前条第四項に規定する組織再編成銀行持株会社等をいう。以下この章及び第五章において同じ。)が同条第一項又は第二項の申込みをする場合には、当該金融組織再編成の当事者である金融機関等は、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、次に掲げる事項を記載した経営強化計画を主務大臣に提出しなければならない。この場合において、当該金融組織再編成の当事者である金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が同項の申込みをするときは、当該組織再編成銀行持株会社等と連名で提出するものとする。

一 経営強化計画の実施期間(三年を超えないものであって、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。)
二 収益性及び業務の効率の向上の程度その他の経営強化計画の終期において達成されるべきものとして主務省令で定める経営の改善の目標
三 金融組織再編成の内容及び実施時期
四 第二号に掲げる目標を達成するための方策
五 当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が前条第一項又は第二項の申込みをするときは、次に掲げる事項
イ 従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制(経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等の経営体制を含む。)の確立に関する事項として主務省令で定めるもの
ロ 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該金融機関等(当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が他の金融機関等(新たに設立されるものを含む。)の自己資本の充実のために前条第一項又は第二項の申込みをする場合にあつては、当該他の金融機関等)及びその子会社等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策として主務省令で定めるもの
ハ 当該金融機関等が前条第一項の申込みをするときは、株式等の引受け等を求める額及びその内容
ニ 組織再編成銀行持株会社等が前条第二項の申込みをするときは、株式等の引受け等を求める額及びその内容並びに当該株式の引受けを受けて当該組織再編成銀行持株会社等がその対象組織再編成子会社(当該組織再編成銀行持株会社等が組織再編成金融機関等の自己資本の充実のために同項の申込みをする場合における当該組織再編成金融機関等をいう。以下この章において同じ。)に対して行う株式等の引受け等の額、内容及び実施時期

六 その他政令で定める事項
その他政令で定める事項
一 金融組織再編成を行う金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が前条第一項又は第二項の申込みをする場合には、次に掲げる金融機関等は、前項に規定する経営強化計画に代えて、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、同項第一号から第四号まで及び第五号(ロを除く。)に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した経営強化計画を主務大臣に提出することができる。この場合において、当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が同条第二項の申込みをするときは、当該組織再編成銀行持株会社等と連名で提出するものとする。
一 金融組織再編成(特定組織再編成を除く。)(の当事者である銀行持株会社等
二 金融組織再編成(株式移転に限る。)(の当事者である金融機関等であつて、当該金融組織再編成により株式移転設立完全親会社となる銀行持株会社等の自己資本の充実のために前条第一項の申込みをするもの
三 金融組織再編成(特定組織再編成を除く。)(を行う金融機関等(前項各号に掲げる金融機関等を除く。)(又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が前条第一項又は第二項の申込みをする場合において、当該金融機関等は、当該金融組織再編成の他の当事者が第一項の規定により経営強化計画を提出しているときは、同項に規定する経営強化計画に代えて、前項に規定する経営強化計画を提出することができる。この場合において、当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が同条第二項の申込みをするときは、当該組織再編成銀行持株会社等と連名で提出するものとする。
四 金融機関等が行う金融組織再編成が特定組織再編成であるときは、金融機関等が第一項の規定により行う経営強化計画の提出は、当該金融組織再編成の当事者である金融機関等が連名で行わなければならない。
五 内閣総理大臣は、第一項から第三項までの規定により経営強化計画の提出を受けた場合において、必要があると認めるときは、金融機能強化審査会の意見を聴くものとする。

(金融組織再編成に係る株式等の引受け等の決定等)
第十七条 主務大臣は、前条第三項までの規定により経営強化計画の提出を受けたときは、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、第十五条第一項又は第二項の申込みに係る株式等の引受け等を行うべき旨の決定をするものとする。
一 経営強化計画に記載された前条第一項第二号に掲げる目標が主務省令で定める基準に適合するものであること。
二 経営強化計画の実施により前号に規定する目標が達成されると見込まれること。
三 経営強化計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。
四 経営強化計画を連名で提出した組織再編成銀行持株会社等を除く。以下この条において同じ。)が基本計画提出金融機関等(前条第一項前段の規定により同項に規定する経営強化計画を提出した金融機関等をいう。以下この章において同じ。)であつて、当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が第十五条第一項又は第二項の申込みをしたときは、次のいずれにも適合するものであること。

一 当該金融機関等が前条第一項前段の規定により同項に規定する経営強化計画を提出した金融機関等をいう。以下この章において同じ。)
二 当該金融機関等が前条第一項前段の規定により同項に規定する経営強化計画を提出した金融機関等をいう。以下この章において同じ。)
三 当該金融機関等が前条第一項前段の規定により同項に規定する経営強化計画を提出した金融機関等をいう。以下この章において同じ。)
四 当該金融機関等が前条第一項前段の規定により同項に規定する経営強化計画を提出した金融機関等をいう。以下この章において同じ。)
五 当該金融機関等が前条第一項前段の規定により同項に規定する経営強化計画を提出した金融機関等をいう。以下この章において同じ。)

4 持株会社等が発行する株式の引受けを行ったときは、当該組織再編成銀行持株会社等は、当該決定に係る経営強化計画に従い、その対象組織再編成子会社に対して株式等の引受け等を行わなければならない。

4 主務大臣が第一項の規定による決定をした場合には、前条第一項から第三項までの規定により当該決定に係る経営強化計画を提出した金融機関等について、認定経営基盤強化計画（金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十号。以下この項及び第十九条第四項において「組織再編成促進特別措置法」という。）第七条に規定する認定経営基盤強化計画をいう。第十九条第四項において同じ。）に係る組織再編成促進特別措置法第三章及び第十七条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる組織再編成促進特別措置法の規定中同表上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とする。

第十條第一項	金融機関等（以下この項	金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第二百二十八号。以下「金融機能強化法」という。）第二条第一項に規定する金融機関等（以下この項
認定経営基盤強化計画	認定経営基盤強化計画	金融機能強化法第十七条第一項の規定に係る経営強化計画
第十二條第一項	認定経営基盤強化計画	金融機能強化法第十七条第一項の規定に係る経営強化計画
第七條	第七條	金融機能強化法第十七条第八項において準用する金融機能強化法第六条
第十二條第三項	認定経営基盤強化計画	金融機能強化法第十七条第一項の規定に係る経営強化計画
第十二條第五項及び第十三條第一項	認定経営基盤強化計画	金融機能強化法第十七条第一項の規定に係る経営強化計画
第七條	第七條	金融機能強化法第十七条第八項において準用する金融機能強化法第六条
第十三條第三項	認定経営基盤強化計画	金融機能強化法第十七条第一項の規定に係る経営強化計画
第十三條第五項	認定経営基盤強化計画	金融機能強化法第十七条第一項の規定に係る経営強化計画
第七條	第七條	金融機能強化法第十七条第八項において準用する金融機能強化法第六条
第十七條第一項及び第五項	認定経営基盤強化計画	金融機能強化法第十七条第一項の規定に係る経営強化計画

5 主務大臣が第一項の規定による決定をした場合において、当該決定に係る経営強化計画に係る金融組織再編成が新たに金融機関等を設立する特定組織再編成であるときは、当該経営強化計画は、当該金融組織再編成の後において、当該新たに設立された金融機関等が提出したものとみなす。この法律を適用する。

6 主務大臣が第一項の規定による決定をした場合において、当該決定に係る経営強化計画に係る金融組織再編成が株式移転であるときは、当該金融組織再編成により株式移転設立完全親会社となった銀行持株会社等（当該決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行うものに限る。）は、主務省令で定めるところにより、当該銀行持株会社等の子会社が前条第一項又は第二項の規定により提出した経営強化計画に記載された事項のうち当該銀行持株会社等に係る部分に記載した経営強化計画を主務大臣に提出しなければならない。

7 主務大臣が第一項の規定による決定をした場合において、当該決定に係る経営強化計画に係る金融組織再編成が事業の一部を承継させる新設分割であるときは、当該金融組織再編成により新たに設立された金融機関等に事業の一部を承継させた金融機関等が前条第一項から第三項までの規定により提出した経営強化計画で定めるところにより、当該新たに設立された金融機関等に事業の一部を承継させた金融機関等が前条第一項から第三項までの規定により提出した経営強化計画に記載された事項のうち当該新たに設立された金融機関等に係る部分について、第六条の規定は主務大臣が当該決定をした場合における前条第一項から第三項までの規定により提出を受けた経営強化計画又は主務大臣が前二項の規定により提出を受けた経営強化計画について、第七条の規定は当該決定に従い組織再編成金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等が議決権制限等株式を発行する場合について、第八条の規定は当該決定に従い組織再編成金融機関等が優先出資を発行する場合

。並びに同法第十一条第三項から第五項までの事業の全部又は一部を譲り受ける場合並びに同法第百条第三項において準用する同法第五十四条の二第二項の規定に基づき水産加工業協同組合から同法第九十三条第一項第一号及び第二号の事業並びに同項第三号の事業のうち同法第八十七条第三項各号に掲げるもの（これらに事業に付帯する事業を含む。）並びに同法第九十三条第二号から第四項までの事業の全部又は一部を譲り受ける場合（第十六条第一項及び第二項において「水産加工業協同組合連合会が漁業協同組合又は水産加工業協同組合から事業を譲り受ける場合」という。）に限る。と、第十六条第一項中「金融機関等」とあるのは「金融機関等（水産加工業協同組合連合会が漁業協同組合又は水産加工業協同組合から事業を譲り受ける場合にあつては、当該水産加工業協同組合連合会を除く。以下この項において同じ。）は」と、同条第二項中「次に掲げる金融機関等は、前項に規定する経営強化計画に代えて」とあるのは「金融組織再編成（水産加工業協同組合連合会が漁業協同組合又は水産加工業協同組合から事業を譲り受ける場合に限る。）の当事者である水産加工業協同組合連合会は」と、提出することができる」とあるのは「提出しなければならない」とする。

第十九条 主務大臣が第十七条第一項の規定による決定をした場合における第十六条第一項前段、第二項前段若しくは第三項前段又は第十七条第六項若しくは第七項（これらの規定を第五項において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を提出した金融機関等（以下この章において「計画提出金融機関等」という。）は、当該経営強化計画（この項の規定による承認を受けた変更後のもの又は第二十二條第一項の規定による承認を受けたものを含む。以下第二十一條までにおいて単に「経営強化計画」という。）の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。以下この条において同じ。）をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、変更後の経営強化計画を主務大臣に提出して、その承認を受けなければならない。この場合において、変更前の経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等があるときは、当該銀行持株会社等と連名で提出するものとする。

2 前項の規定による経営強化計画の変更が第十六条第一項第五号ハ又はニに掲げる事項の変更に係るものであるときは、当該計画提出金融機関等は、機構を通じて、変更後の経営強化計画の承認を求めなければならない。この場合において、第一号から第三号まで、第四号イからニまで、第五号、第六号イ、ロ及びニ（2）を除く。）並びに第九号に掲げる要件（第十七条第一項の規定による決定（第一項の規定による承認を含む。以下この章において同じ。）を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った後における経営強化計画の変更である場合にあつては、第四号ロからニまで、第五号ロ並びに第六号ロ及びニ（1）に掲げる要件を除く。）のすべてに該当する場合に限り、第一項の規定による承認をするものとする。ただし、経営強化計画の変更が第十六条第一項第五号ハ又はニに掲げる事項の変更に係るものであるときは、第一号から第九号までに掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、財務大臣の同意を得て、第一項の規定による承認を行うことができる。

3 変更後の経営強化計画に記載された第十六条第一項第二号に掲げる目標が主務省令で定める基準に適合するものであること。
一 変更後の経営強化計画の実施により前号に規定する目標が達成されると見込まれること。
二 変更後の経営強化計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。
三 変更後の経営強化計画を提出した計画提出金融機関等が基本計画提出金融機関等（第十七条第七項（第五項において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画（第十六条第一項に規定する経営強化計画に係るものに限る。）を提出した金融機関等を含む。以下この章において同じ。）であつて、当該計画提出金融機関等又は当該計画提出金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が第十五条第一項若しくは第二項の申込みをしたもの又は第十七条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行ったものであるときは、次のいずれにも適合するものであること。
イ 変更後の経営強化計画に記載された第十六条第一項第五号ロに掲げる方策の実施により当該地域における中小規模の事業者に対する金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること。
ロ 変更後の経営強化計画を提出した計画提出金融機関等（当該変更後の経営強化計画を連名で提出した組織再編成銀行持株会社等を含む。）が預金保険法第二條第四項に規定する破綻金融機関、農水産業協同組合貯金保険法第二條第五項に規定する経営困難農水産業協同組合又はその財産をもって債務を完済することができない金融機関等でないこと。

ハ 変更後の経営強化計画を提出した計画提出金融機関等が基準適合金融機関等でないときは、当該変更後の経営強化計画に係る金融組織再編成が基準適合金融機関等を他の当事者とすることであること。
ニ 変更後の経営強化計画を提出した計画提出金融機関等が協同組織金融機関であるときは、当該計画提出金融機関等（当該計画提出金融機関等が銀行持株会社等である場合に限る。）又は当該計画提出金融機関等の子会社等である金融機関等の存続又は金融組織再編成が当該計画提出金融機関等が主として業務を行つていない地域の経済にとつて不可欠であると認められる場合として政令で定める場合に該当すること。
ホ 変更後の経営強化計画を提出した計画提出金融機関等の経営強化計画の実施の申込みを必要とするときは、当該申込みに係る株式等の引受け等が組織再編成金融機関等（自己資本の充実の状況の見込みを照らし当該変更後の経営強化計画の実施の申込みに係る株式の引受けを受けること。当該組織再編成銀行持株会社等が第十五条第二項の申込みをしたときは、当該申込みに係る株式の引受けの額を下回らないものであり、かつ、当該株式等の引受け等が当該対象組織再編成子会社に対して行う株式等の引受け等の額が当該申込みに係る株式の引受けの額を下回らないものであり、かつ、当該株式等の引受け等が当該対象

五 組織再編成子会社の自己資本の充実の状況の見込みを照らし変更後の経営強化計画の実施のために必要な範囲であること。

再編成後の経営強化計画を提出した計画提出金融機関等が基本計画提出金融機関等であつて、当該計画提出金融機関等及び当該計画提出金融機関等に係る組織により株式等の引受け等を行ったものでないときは、次のいずれにも適合するものであること。

イ 変更後の経営強化計画の実施により当該計画提出金融機関等（当該変更後の経営強化計画に係る金融組織再編成により新たに設立される金融機関等を含む。）又はその子会社等が業務を行っている地域における金融の円滑が阻害されないこと。

ロ 変更後の経営強化計画を提出した計画提出金融機関等が基準適合金融機関等でないときは、次のいずれにも適合するものであること。

イ 変更後の経営強化計画の実施により当該計画提出金融機関等（当該変更後の経営強化計画に係る金融組織再編成により新たに設立される金融機関等を含む。）又はその子会社等が業務を行っている地域における金融の円滑が阻害されないこと。

ロ 変更後の経営強化計画を提出した計画提出金融機関等が基準適合金融機関等でないときは、当該申込みに係る株式等の引受け等が組織再編成金融機関等（当該変更後の経営強化計画を提出した計画提出金融機関等が第十五条第一項の申込みをしたときは、当該申込みに係る金融組織再編成の実施のために必要な範囲を超えないこと。）の自己資本の充実の見込みを照らし当該変更後の経営強化計画に係る金融組織再編成の実施のために必要な範囲を超えないこと。

ハ 等 組織再編成銀行持株会社等が第十五条第二項の申込みをしたときは、次のいずれにも適合するものであること。

二 組織再編成銀行持株会社等がその財産をもって債務を完済することができない金融機関等でないこと。

(2)(1) 当該組織再編成銀行持株会社等がその対象組織再編成子会社に対して行う株式等の引受け等の額が当該申込みに係る株式の引受けの額を下回らないものであり、かつ、当該株式等の引受け等が当該対象組織再編成子会社の自己資本の充実の見込みを照らし変更後の経営強化計画に係る金融組織再編成の実施のために必要な範囲を超えないこと。

七 この項の規定による承認を受けることが困難であると認められる場合として政令で定める場合でないこと。

八 変更後の経営強化計画を提出した計画提出金融機関等により適切に資産の査定がなされていること。

九 予見し難い経済情勢の変化その他経営強化計画の変更をすることについてやむを得ない事情があること。

四 主務大臣が第一項の規定による承認をした場合には、当該承認を受けた計画提出金融機関等（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる組織再編成促進特別措置法の規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとする。

第十條第一項	金融機関等（以下この項	金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第二百二十八号。以下「金融機能強化法」という。）第二条第一項に規定する金融機関等（以下この項
	認定経営基盤強化計画	金融機能強化法第十九条第一項の規定による承認を受けた変更後の経営強化計画
第十二條第一項	認定経営基盤強化計画	金融機能強化法第十九条第一項の規定による承認を受けた変更後の経営強化計画
第十二條第三項	第七條	金融機能強化法第十九条第五項において準用する金融機能強化法第六条
第十二條第五項及び第十三條第一項	認定経営基盤強化計画	金融機能強化法第十九条第一項の規定による承認を受けた変更後の経営強化計画
	第七條	金融機能強化法第十九条第五項において準用する金融機能強化法第六条
	認定経営基盤強化計画	金融機能強化法第十九条第一項の規定による承認を受けた変更後の経営強化計画
	認定経営基盤強化計画	金融機能強化法第十九条第一項の規定による承認を受けた変更後の経営強化計画
	金融機能強化法第十九条第五項において準用する金融機能強化法第六条	

第十三条第三項	認定経営基盤強化計画	金融機能強化法第十九条第一項の規定による承認を受けた変更後の経営強化計画
第十三条第五項	認定経営基盤強化計画	金融機能強化法第十九条第一項の規定による承認を受けた変更後の経営強化計画
第十七条第一項及び第五項	第七条 認定経営基盤強化計画	金融機能強化法第十九条第五項において準用する金融機能強化法第六条 金融機能強化法第十九条第一項の規定による承認を受けた変更後の経営強化計画
5 第五条第四項及び第六項の規定は第三項ただし書の場合における第一項の規定による承認について、第六條の規定は主務大臣が同項の規定による承認をした場合における同項の規定により提出を受けた変更後の経営強化計画又はこの項において準用する第十七条第六項若しくは第七項の規定により提出を受けた経営強化計画について、第七條の規定は当該承認に従い組織再編成金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等が議決権制限等株式を発行する場合について、第八條の規定は当該承認に従い組織再編成金融機関等が優先出資を発行する場合について、第十六条第五項の規定は主務大臣が第一項の規定により変更後の経営強化計画の提出を受けた場合について、第十七条第二項、第三項及び第五項から第七項までの規定は第一項の規定による承認に係る変更後の経営強化計画について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。		
第五条第六項	第三条第一項の申込みをした金融機関等又は同条第二項の申込みをした銀行持株会社等	第十五条第一項の申込みをした計画提出金融機関等又は同条第二項の申込みをした組織再編成銀行持株会社等
第六条	金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等及びその子会社等を含む。以下この条において同じ。）	計画提出金融機関等（当該変更後の経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等及び当該変更後の経営強化計画に係る金融組織再編成により新たに設立される金融機関等を含む。以下この条において同じ。）又はその子会社等
第十七条第六項	当該金融機関等の 前条第二項の規定により提出した経営強化計画	当該計画提出金融機関等又はその子会社等の 前条第二項の規定により提出した経営強化計画（第十九条第一項の規定による承認を受けた変更後のものを含む。）
第十七条第七項	前条第一項から第三項までの規定により提出した経営強化計画	前条第一項から第三項までの規定により提出した経営強化計画（第十九条第一項の規定による承認を受けた変更後のものを含む。）

（金融組織再編成に係る経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置等）
 第二十条 計画提出金融機関等（経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。）は、その実施している経営強化計画の履行状況について、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、報告を行わなければならない。ただし、協定銀行が当該経営強化計画に係る第十七条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った組織再編成金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等に係る取得株式等又は取得貸付債権（同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得した貸付債権をいう。以下この章において同じ。）の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けた場合は、この限りでない。

2 前項の「取得株式等」とは、次に掲げるものをいう。

一 第十七条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより引き受けた株式等（次に掲げるものを含む。）その他の政令で定める株式等
 イ 当該株式等が株式である場合にあっては、次に掲げる株式

(1) 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあっては、その請求により転換された他の種類の株式
 (2) 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあっては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式
 (3) 当該株式又は(1)若しくは(2)に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

二 当該株式等が優先出資である場合にあっては、当該優先出資について分割された優先出資
から株式交換又は株式移転により当該組織再編成金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等が行
う株式交換又は株式移転を受けた株式（次に掲げるものを含む。）その他の政令で定める株式等
イ 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあっては、その請求により転換された他の種類の株式
ロ 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあっては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式
ハ 当該株式又はイ若しくはロに掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式
三 第六條の規定は、主務大臣が第一項の規定により経営強化計画の履行状況について報告を受けた場合における当該報告について準用する。この場合において、
同条中「金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等及びその子会社等を含む。）以下この条において同じ。」とあるのは「計画提出金融機
関等（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。）以下この条において同じ。」とあるのは「当該金融機関等」とあるのは「当該
計画提出金融機関等又はその子会社等」と読み替えるものとする。

第二十一條 主務大臣は、協定銀行が第十七條第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った組織再編成金融機関等又は組織再編成
銀行持株会社等に係る取得株式等（前条第二項の規定による決定に係る取得株式等をいう。以下この章において同じ。）又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は償
還若しくは返済を受けるまでの間、同項の規定による決定に係る経営強化計画の履行状況に照らして必要があると認めるときは、当該経営強化計画の履行を確保
するため、その必要限度において、当該経営強化計画を提出した計画提出金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。）に対し、
当該経営強化計画の履行状況に關し参考となるべき報告又は資料の提出、当該経営強化計画に記載された措置であつて当該経営強化計画に従つて実施されてい
ないもの実施その他の監督上必要な措置を命ずることができる。
第二十二條 第二項の規定は、前項の場合について準用する。

（金融組織再編成に係る経営強化計画等の実施期間が終了した後の措置）
第二十二條 基本計画提出金融機関等（当該計画提出金融機関等又は当該計画提出金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が、第十
七條第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行ったものである場合に限り、）は、その実施している経営強化計画（第十
六條第一項若しくは第十七條第七項（第十九條第五項において準用する場合を含む。）の規定により提出したもの、）第十九條第一項の規定による承認を受けた
変更後のもの又はこの項の規定による承認を受けたものをいう。の実施期間が、協定銀行が当該計画提出金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等に係る取得
株式等又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けるまでの間に終了した場合には、主務省令で定めるところにより、第十六條第
一項第一号、第二号、第四号並びに第五号イ及びロに掲げる事項その他主務省令で定める事項を記載した経営強化計画を新たに主務大臣に提出して、その承認を
受けなければならない。この場合において、実施期間が終了した経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等があるときは、当該銀行持株会社等と連名で提出
するものとする。

二 主務大臣は、前項の規定により提出を受けた経営強化計画が次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、同項の規定による承認をするものとする。
一 経営強化計画に記載された第十六條第一項第二号に掲げる目標が主務省令で定める基準に適合するものであること。
三 経営強化計画に記載された第十六條第一項第五号ロに掲げる方策の実施により当該地域における中小規模の事業者に対する金融の円滑化が見込まれることそ
の他当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること。
四 経営強化計画が円滑かつ確実に実施され見込まれること。
三 基本計画提出金融機関等でない計画提出金融機関等（当該計画提出金融機関等又は当該計画提出金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が、第十七條第一
項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行ったものである場合に限り、）は、その実施している経営強化計画（第十六條第
二項若しくは第三項若しくは第十七條第六項若しくは第七項（これらの規定を第十九條第五項において準用する場合を含む。）の規定により提出したもの又は第
十九條第一項の規定による承認を受けた変更後のものをいい、この項の規定により提出した経営計画を含む。）の項において同じ。）の実施期間が、協定銀
行が当該計画提出金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等に係る取得株式等又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けるまで
の間に終了する場合に、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した経営計画を主務大臣に提出しなければならない。この場合において、当該
経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等があるときは、当該銀行持株会社等と連名で提出するものとする。

一 経営強化計画の期間（三年を超えないものに限る。）
二 経営計画の期間中の収益見通し
三 前号の見通しを達成するための方策
四 責任ある経営体制（経営計画を連名で提出する銀行持株会社等の経営体制を含む。）の確立に關する事項として主務省令で定めるもの

五 その他主務省令で定める事項
六 第六條の規定は主務大臣が第一項の規定による承認をした場合における同項の規定により提出を受けた経営強化計画又は前項の規定により提出を受けた経営強化計画の提出を受けた場合において、前二條の規定は前項の規定により提出された経営計画について、それぞれ準用する。この場合において、第六條中「金融機関等（当該経営強化計画又は経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等及びその子会社等を含む。以下この条において同じ。）とあるのは「計画提出金融機関等（当該経営強化計画又は経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。以下この条において同じ。）又はその子会社等」と、「当該金融機関等」とあるのは「当該計画提出金融機関等又はその子会社等」と、第十二條第三項中「金融機関等又は対象子会社（当該経営強化計画を当該対象子会社と」とあるのは「計画提出金融機関等（当該経営強化計画を」と、同條第四項中「第一項」とあるのは「第二十二條第一項」と読み替えるものとする。

第二十三條 第二十七條第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った組織再編成金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等（この項の規定による認可を受けた場合における次項第一号に規定する会社を含む。）であつて、協定銀行が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの（以下この条及び次条において「発行組織再編成金融機関等」という。）は、株式交換（当該発行組織再編成金融機関等が株式交換完全子会社となるものに限る。）又は株式移転（以下この条において「株式交換等」という。）を行おうとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。

二 株式交換等により当該発行組織再編成金融機関等の株式交換完全親株式会社又は株式移転設立完全親会社となる会社が銀行持株会社等（新たに設立されるものを含む。）であること。

一 株式交換等により協定銀行が割当てを受ける取得株式等となる株式の種類が当該株式交換等の前において協定銀行が保有する取得株式等である株式の種類と同一のものとして認められ、かつ、当該株式交換等の後に協定銀行が保有する取得株式等である株式に係る議決権が前号に規定する会社の総株主の議決権に占める割合が、当該株式交換等の前において協定銀行が保有する取得株式等である株式に係る議決権が当該発行組織再編成金融機関等の総株主の議決権に占める割合と比べて著しく低下する場合でないこと。

三 株式交換等により当該取得株式等である株式の処分をすることが困難になると認められる場合でないこと。

三 発行組織再編成金融機関等が第一項の規定による認可を受けて株式交換等を行ったときは、当該発行組織再編成金融機関等又はその子会社である計画提出金融機関等（次条第六項に規定する承継組織再編成子会社を含む。）次項において同じ。）であつて、経営強化計画（第十六條第一項から第三項まで、第十七條第六項若しくは第七項（これらの規定を第十九條第五項において準用する場合を含む。）若しくはこの項の規定により提出したもの、第十九條第五項及び次条第十一項において準用する場合を含む。）の規定を第六項において準用する場合を含む。）の規定は、旧経営強化計画に代えて、主務省令で定めるところにより、当該株式交換等により当該発行組織再編成金融機関等の株式交換完全親株式会社又は株式移転設立完全親会社となつた会社と連名で、当該旧経営強化計画に記載された事項（当該旧経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等の経営体制に係る部分を除く。）のほか、次に掲げる事項を記載した経営強化計画を主務大臣に提出しなければならない。

一 株式交換等により当該発行組織再編成金融機関等の株式交換完全親株式会社又は株式移転設立完全親会社となつた会社における責任ある経営体制の確立に関する事項として主務省令で定めるもの

二 その他主務省令で定める事項

四 発行組織再編成金融機関等が第一項の規定による認可を受けて株式交換等を行ったときは、当該発行組織再編成金融機関等又はその子会社である計画提出金融機関等であつて、経営計画（前条第三項（次項及び次条第十一項において準用する場合を含む。）の規定、この項の規定又は次条第六項において準用する場合）の再編成金融機関等の株式交換完全親株式会社又は株式移転設立完全親会社となつた会社と連名で、当該経営計画に記載された事項（当該経営計画を連名で提出した銀行持株会社等の経営体制に係る部分を除く。）のほか、当該会社における責任ある経営体制の確立に関する事項として主務省令で定めるものその他主務省令で定める事項を記載した経営計画を主務大臣に提出しなければならない。

五 第六條の規定は主務大臣が第三項の規定により提出を受けた経営強化計画又は前項の規定により提出を受けた経営強化計画について、第十九條第一項、第三項（ただし書を除く。）及び第五項の規定は当該経営強化計画（この項において準用する場合）の項において準用する。前三條の規定は当該経営強化計画又は当該経営強化計画（この項において準用する場合）の規定による承認を受けたものを含む。以下この項において同じ。）について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第六條	金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等及びその子会社等を含む。以下この条において同じ。）	計画提出金融機関等（当該経営強化計画又は経営計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。以下この条において同じ。）又はその子会社等
第十九條第一項	当該金融機関等の 主務大臣が第十七條第一項の規定による決定をした場合における第十六條第一項前段、第二項前段若しくは第三項前段又は第十七條第六項若しくは第七項（これらの規定を第五項において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を提出した金融機関等（以下この章において「計画提出金融機関等」という。）は	当該計画提出金融機関等又はその子会社等の 第二十三條第三項の規定により経営強化計画を提出した計画提出金融機関等は
第十九條第三項	、第四号イからニまで、第五号、第六号イ、ロ及びニ（二を除く。）並びに第九号に掲げる要件（第十七條第一項の規定による決定（第一項の規定による承認を含む。以下この章において同じ。）を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った後における経営強化計画の変更である場合）は、第四号ロからニまで、第五号ロ並びに第六号ロ及びニ（一）に掲げる要件を除く。）	及び第七号から第九号までに掲げる要件
	七 この項の規定による承認を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する株式等又は協定銀行が協定の定めにより取得する貸付債権につき、その処分をし、又は償還若しくは返済を受けることが困難であると認められる場合として政令で定める場合でないこと。	七 変更後の経営強化計画に第十六條第一項第五号ロに掲げる方策が記載されているときは、当該方策の実施により当該地域における中小規模の事業者に対する金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること。
第二十條第一項	八 変更後の経営強化計画を提出した計画提出金融機関等により適切に資産の査定がされていること。 計画提出金融機関等（経営強化計画）	八 変更後の経営強化計画に第十六條第一項第五号ロに掲げる方策が記載されていないときは、当該変更後の経営強化計画の実施により当該計画提出金融機関等又はその子会社等が業務を行っている地域における金融の円滑化が阻害されないこと。 第二十三條第三項又は第四項の規定により経営強化計画又は経営計画を提出した計画提出金融機関等（当該経営強化計画又は経営計画）
前條第一項	協定銀行が当該経営強化計画 基本計画提出金融機関等である計画提出金融機関等（当該計画提出金融機関等又は当該計画提出金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が、第十七條第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行ったものである場合に限る。）は 協定銀行が当該計画提出金融機関等	協定銀行が当該経営強化計画又は経営計画 第二十三條第三項の規定により経営強化計画（第十六條第一項第五号ロに掲げる方策を記載したものに限り）を提出した計画提出金融機関等は 協定銀行が当該経営強化計画に係る第十七條第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った組織再編成金融機関等

前条第三項

基本計画提出金融機関等でない計画提出金融機関等（当該計画提出金融機関等又は当該計画提出金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が、第十七条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行ったものである場合に限る。）は

協定銀行が当該計画提出金融機関等

第二十三条第三項又は第四項の規定により経営強化計画（第十六条第一項第五号に掲げる方策を記載したものを除く。）又は経営計画を提出した計画提出金融機関等は

協定銀行が当該経営強化計画又は経営計画に係る第十七条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った組織再編成金融機関等

（組織再編成金融機関等の合併等の認可等）

第二十四条 第十七条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った組織再編成金融機関等（この項の規定による認可を受けた場合における次項第一号に規定する承継組織再編成金融機関等を含む。）であつて協定銀行が現に保有する取得株式等又は取得貸付債権に係る発行者又は債務者であるもの（以下この条において「対象組織再編成金融機関等」という。）は、合併等を行うおうとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 主務大臣は、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、前項の規定による認可をするものとする。

一 合併等の後において協定銀行が保有する取得株式等又は取得貸付債権に係る発行者又は債務者となる法人が当該対象組織再編成金融機関等であること又は当該対象組織再編成金融機関等が実施している経営強化計画（第十六条第一項から第三項まで若しくは第十七条第六項若しくは第七項（これらの規定を第十九条第五項において準用する場合を含む。）の規定により提出したもの、第十九条第一項（第十一項において準用する場合を含む。）の規定による承認を受けた変更後のもの又は第二十二條第一項（第十一項において準用する場合を含む。）若しくは次項の規定による承認を受けたものをいう。）若しくは経営計画（第十二条第三項（第十一項において準用する場合を含む。）又は第五項の規定により提出したものを含む。）に係る事業（以下この項において「計画関連業務」という。）の全部を承継する他の金融機関等（新たに設立されるものを含む。）以下この条において「承継組織再編成金融機関等」という。）であること。

二 当該対象組織再編成金融機関等が前号に規定する経営強化計画を実施しているときは、合併等により当該対象組織再編成金融機関等（承継組織再編成金融機関等を含む。）の経営の強化に支障が生じないこと。

三 計画関連業務の承継が行われるときは、当該承継が円滑かつ適切に行われる見込みが確実であること。

四 合併等により当該承継が円滑かつ適切に行われる見込みが確実であること。

五 その他政令で定める要件

3 前項第一号に規定する経営強化計画を実施している対象組織再編成金融機関等が第一項の規定による認可を受けて合併等を行った場合において、当該合併等に係る承継組織再編成金融機関等があるときは、当該承継組織再編成金融機関等は、主務省令で定めるところにより、第十六条第一項第一号、第二号、第四号及び第五号イに掲げる事項（当該経営強化計画に同号に掲げる方策が記載されている場合にあつては、当該方策を含む。）その他主務省令で定める事項を記載した経営強化計画を主務大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

4 主務大臣は、前項の規定により提出を受けた経営強化計画が次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、同項の規定による承認をするものとする。

一 経営強化計画に記載された第十六条第一項第二号に掲げる目標が主務省令で定める基準に適合するものであること。

二 経営強化計画の実施により前号に掲げる目標が達成されると見込まれるときは、当該方策の実施により当該地域における中小規模の事業者に対する金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること。

三 経営強化計画に第十六条第一項第五号に掲げる方策が記載されているときは、当該方策の実施により当該承継組織再編成金融機関等又はその子会社等が業務を行つていく地域における金融の円滑化が阻害されないこと。

四 経営強化計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

五 第二項第一号に規定する経営計画を実施している対象組織再編成金融機関等が第一項の規定による認可を受けて合併等を行った場合において、当該合併等に係る承継組織再編成金融機関等があるときは、当該承継組織再編成金融機関等は、主務省令で定めるところにより、第二十二條第三項第一号から第四号までに掲げる事項その他主務省令で定める事項を記載した経営計画を主務大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

6 前各項の規定は、第七條第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った組織再編成金融機関等（承継組織再編成金融機関等を含む。）であつて当該組織再編成金融機関等が行う株式交換若しくは株式移転により対象組織再編成金融機関等でなくなつたもの（この項において準用する第二項第一号に

	第一項	合併等	規定する他の金融機関等(以下この条において「承継組織再編成子会社」という。)を含む。以下この条において「対象組織再編成子会社等」という。)のうち、経営強化計画(第十六条第一項から第三項まで、第十七条第六項若しくは第七項(これらの規定は第十九条第五項において準用する場合を含む。)、前条第三項(第十二項及び第十三項において準用する場合を含む。))若しくは第九項の規定により提出したもの、第十九条第一項(前条第五項(第十二項において準用する場合を含む。))の規定若しくはこの項において準用する第三項の規定による承認を受けた変更後のもの又は第二十二条第一項(第十一項において準用する場合を含む。))の規定により提出したもの、第十九条第一項(第十一項において準用する場合を含む。))若しくは次項の規定による承認を受けたものを含む。若しくは経営計画(第二十二条第三項(第十一項において準用する場合を含む。))又は第五項の規定により提出したものを含む。)に係る事業
	第二項	合併等の後において協定銀行が保有する取得株式等又は取得貸付債権に係る発行者又は債務者となる法人が当該対象組織再編成金融機関等であること又は当該対象組織再編成金融機関等が実施している経営強化計画(第十六条第一項から第三項まで若しくは第十七条第六項若しくは第七項(これらの規定は第十九条第五項において準用する場合を含む。))の規定により提出したものを、第十九条第一項(第十一項において準用する場合を含む。))の規定による承認を受けた変更後のもの又は第二十二条第一項(第十一項において準用する場合を含む。))若しくは次項の規定による承認を受けたものを含む。若しくは経営計画(第二十二条第三項(第十一項において準用する場合を含む。))又は第五項の規定により提出したものを含む。)に係る事業	当該経営強化計画又は経営計画を連名で提出した銀行持株会社等が、当該金融機関等又は合併等の後において当該経営強化計画若しくは経営計画に係る
	第三項	前項第一号に規定する承継組織再編成金融機関等	承継組織再編成子会社を含む
	第四項	承継組織再編成金融機関等	承継組織再編成子会社
	前項	第二項第一号に規定する承継組織再編成金融機関等	承継組織再編成子会社
		第十六条第一項第一号、第二号、第四号及び第五号イに掲げる事項	当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等と連名で、第十六条第一項第一号、第二号、第四号及び第五号イに掲げる事項
		承継組織再編成金融機関等	承継組織再編成子会社
		第二項第一号に規定する	第六項に規定する

規定する他の金融機関等(以下この条において「承継組織再編成子会社」という。)を含む。以下この条において「対象組織再編成子会社等」という。)のうち、経営強化計画(第十六条第一項から第三項まで、第十七条第六項若しくは第七項(これらの規定は第十九条第五項において準用する場合を含む。))、前条第三項(第十二項及び第十三項において準用する場合を含む。))若しくは第九項の規定により提出したもの、第十九条第一項(前条第五項(第十二項において準用する場合を含む。))の規定若しくはこの項において準用する第三項の規定による承認を受けた変更後のもの又は第二十二条第一項(第十一項において準用する場合を含む。))の規定により提出したもの、第十九条第一項(第十一項において準用する場合を含む。))若しくは次項の規定による承認を受けたものを含む。若しくは経営計画(第二十二条第三項(第十一項において準用する場合を含む。))又は第五項の規定により提出したものを含む。)に係る事業

	<p>承継組織再編成金融機関等</p> <p>第二十二條第三項第一号から第四号までに掲げる事項</p>	<p>承継組織再編成子会社</p> <p>当該経営計画を連名で提出した銀行持株会社等と連名で、第二十二條第三項第一号から第四号までに掲げる事項</p>
<p>7 対象組織再編成金融機関等でない発行組織再編成金融機関等（この項の規定による認可を受けた場合における次項第一号に規定する他の銀行持株会社等又は第十二項において準用する前条第一項の規定による認可を受けた場合における第十二項において準用する同条第二項第一号に規定する会社であつて、協定銀行が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの（以下この条において「組織再編成後発行銀行持株会社等」という。）を含む。次項において同じ。）は、合併等を行おうとするときは、主務省令で定めるところにより、前項の規定による認可をするものとする。</p> <p>8 合併等の後に、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、前項の規定による認可をするものとする。</p> <p>一 合併等の後に、次に掲げる協定銀行が保有する取得株式等である株式の発行者となる会社が当該発行組織再編成金融機関等であること又は当該発行組織再編成金融機関等に係る対象組織再編成子会社等を子会社とする他の銀行持株会社等（新たに設立されるものを含む。）による当該発行組織再編成金融機関等に係る対象組織再編成子会社等の経営管理が阻害されないこと。</p> <p>二 合併等により当該発行組織再編成金融機関等（前号に規定する他の銀行持株会社等を含む。）による当該発行組織再編成金融機関等に係る対象組織再編成子会社等の経営管理が阻害されないこと。</p> <p>三 合併等により当該取得株式等である株式の処分することが困難になると認められる場合でないこと。</p> <p>四 その他政令で定める要件。</p> <p>9 対象組織再編成金融機関等でない発行組織再編成後発行銀行持株会社等が第七項の規定による認可を受けて合併等を行った場合において、前項第一号に規定する他の銀行持株会社等があるときは、当該発行組織再編成金融機関等又は組織再編成後発行銀行持株会社等に係る対象組織再編成子会社等であつて、第六項に規定する経営強化計画（以下この項において「旧経営強化計画」という。）を実施しているものは、旧経営強化計画に代えて、主務省令で定めるところにより、当該他の銀行持株会社等と連名で、当該旧経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等の経営体制に係る部分を除く。）のほか、次に掲げる事項を記載した経営強化計画を主務大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 当該他の銀行持株会社等における責任ある経営体制の確立に関する事項として主務省令で定めるもの。</p> <p>二 その他主務省令で定める事項。</p> <p>10 対象組織再編成金融機関等でない発行組織再編成後発行銀行持株会社等が第七項の規定による認可を受けて合併等を行った場合において、第八項第一号に規定する他の銀行持株会社等があるときは、当該発行組織再編成金融機関等又は組織再編成後発行銀行持株会社等に係る対象組織再編成子会社等であつて、第六項に規定する経営計画を実施しているものは、当該経営計画に代えて、主務省令で定めるところにより、当該他の銀行持株会社等と連名で、当該経営計画に記載された事項（当該経営計画を主務大臣に提出しなければならない。）のほか、次に掲げる事項を記載した経営強化計画を主務大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 ある経営体制の確立に関する事項として主務省令で定めるものその他主務省令で定める事項を記載した経営強化計画（当該経営強化計画に代えて、主務省令で定めるところにより、当該他の銀行持株会社等と連名で、当該経営計画に記載された事項（当該経営計画を主務大臣に提出しなければならない。）のほか、次に掲げる事項を記載した経営強化計画を主務大臣に提出しなければならない。）を含む。）の提出を受けた経営強化計画又は第五項（第六項において準用する場合を含む。）の規定により提出を受けた経営強化計画（当該経営強化計画を提出した承継組織再編成金融機関等又は承継組織再編成子会社等）及び第六項並びに第十六條第五項の規定は主務大臣が第三項の規定により経営強化計画の提出を受けた場合について、第十九條第一項、第三項（ただし書を除く。）及び第五項の規定は第三項の規定による承認を受けた場合における同項の規定により経営強化計画を提出した承継組織再編成金融機関等又は承継組織再編成子会社等）及び第五項、第二十條及び第二十一條の規定は承継組織再編成金融機関等又は承継組織再編成子会社等について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の欄に掲げる規定中同表の欄に掲げる字句は、それぞれ同表下の欄に掲げる字句と読み替へるものとする。</p>	<p>承継組織再編成金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等及びその子会社等を含む。以下この条において同じ。）</p>	
<p>第六條</p>	<p>金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等及びその子会社等を含む。以下この条において同じ。）</p>	<p>承継組織再編成金融機関等若しくは承継組織再編成子会社（当該経営強化計画又は経営計画を当該承継組織再編成子会社と連名で提出した銀行持株会社等を含む。以下この条において同じ。）又はこれらの子会社等</p>
<p>第十四條第五項</p>	<p>承継金融機関等</p>	<p>承継組織再編成金融機関等又は承継組織再編成子会社（当該経営強化計画を当該承継組織再編成子会社と連名で提出した銀行持株会社等を含む。）</p>

第十四条第六項	第一項	第二十四条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）及び第七号から第九号までに掲げる要件
第十九条第三項	<p>、第四号イからニまで、第五号、第六号イ、ロ及びニ（二）を除く。）並びに第九号に掲げる要件（第十七条第一項の規定による決定（第一項の規定による承認を含む。以下この章において同じ。）を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った後における経営強化計画の変更である場合にあつては、第四号ロからニまで、第五号ロ並びに第六号ロ及びニ（一）に掲げる要件を除く。）</p> <p>七 この項の規定による承認を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する株式等又は協定銀行が協定の定めにより取得する貸付債権につき、その処分をし、又は償還若しくは返済を受けることが困難であると認められる場合として政令で定める場合でないこと。</p> <p>八 変更後の経営強化計画を提出した計画提出金融機関等により適切に資産の査定がされていること。</p>	<p>七 変更後の経営強化計画に第十六条第一項第五号ロに掲げる方策が記載されているときは、当該方策の実施により当該地域における経済の活性化のために適切なものであること。</p> <p>八 変更後の経営強化計画に第十六条第一項第五号ロに掲げる方策が記載されていないときは、当該変更後の経営強化計画の実施により当該承継組織再編成金融機関等若しくは承継組織再編成子会社又はこれらの子会社等が業務を行つていない地域における金融の円滑が阻害されないこと。</p>
第二十二條第一項	<p>基本計画提出金融機関等である</p> <p>第十六条第一項若しくは第十七条第七項（第十九条第五項において準用する場合を含む。）の規定により提出したものの、第十九条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又はこの項の規定による承認を受けたもの</p> <p>協定銀行が当該計画提出金融機関等</p>	<p>第二十四条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による承認を受けた経営強化計画（第十六条第一項第五号ロに掲げる方策を記載したものに限り、）を提出した</p> <p>第二十四条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による承認を受けた変更後のもの</p> <p>協定銀行が当該経営強化計画に係る第十七条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行つた組織再編成金融機関等</p>
第二十二條第三項	<p>基本計画提出金融機関等でない</p> <p>経営強化計画（第十六条第二項若しくは第三項若しくは第十七条第六項若しくは第七項（これらの規定を第十九条第五項において準用する場合を含む。）の規定により提出したものの又は第十九条第一項の規定による承認を受けた変更後のものをい）のこの項の規定により提出した経営計画を含む。以下この項において同じ。）</p>	<p>経営強化計画等（経営強化計画（第二十四条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定若しくは同条第十一項において準用する第二十条第一項の規定による承認を受けたもの又は第二十四条第十一項において準用する第十九条第一項の規定による承認を受けた変更後のものをいう。）又は経営計画（第二十四条第五項（同条第六項において準用する第二十二條第三項の規定による承認を受けたもの）又は経営計画を提出したもの）を除く。）又は経営計画を提出したもの</p>

	<p>協定銀行が当該計画提出金融機関等</p>	<p>り提出したものをいう。)をいう。以下この項において同じ。)</p> <p>協定銀行が当該経営強化計画等に係る第十七条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った組織再編成金融機関等</p>
<p>12</p> <p>第六條の規定は主務大臣が第九項の規定により提出を受けた経営強化計画又は第十項の規定により提出を受けた経営計画について、第十九条第一項、第三項(ただし書を除く。)及び第五項の規定は当該経営強化計画(この項において準用する同条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又はこの項において準用する第二十二條第一項の規定による承認を受けたものを含む。以下この項において同じ。)について、第二十条から第二十二條までの規定は当該経営強化計画又は当該経営計画(この項において準用する同条第三項の規定により提出されたものを含む。)について、前条の規定は承認組織再編成金融機関等であつて協定銀行が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの又は組織再編成後発行銀行持株会社等について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替へるものとする。</p>	<p>当該経営強化計画</p>	<p>当該経営強化計画等</p>
<p>第六條</p>	<p>金融機関等(当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等及びその子会社等を含む。以下この条において同じ。)</p> <p>当該金融機関等の</p>	<p>対象組織再編成子会社等(当該経営強化計画又は経営計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。以下この条において同じ。)</p> <p>又はその子会社等</p>
<p>第十九條第一項</p>	<p>主務大臣が第十七条第一項の規定による決定をした場合における第十六條第一項前段、第二項前段若しくは第三項前段又は第十七條第六項若しくは第七項(これらの規定を第五項において準用する場合を含む。)</p> <p>の規定により経営強化計画を提出した金融機関等(以下この章において「計画提出金融機関等」という。)</p>	<p>対象組織再編成子会社等又はその子会社等の</p>
<p>第十九條第三項</p>	<p>、第四号イからニまで、第五号、第六号イ、ロ及びニ(2)を除く。)並びに第九号に掲げる要件(第十七條第一項の規定による決定(第一項の規定による承認を含む。以下この章において同じ。))を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った後における経営強化計画の変更である場合にあつては、第四号ロからニまで、第五号ロ並びに第六号ロ及びニ(1)に掲げる要件を除く。)</p> <p>七 この項の規定による承認を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する株式等又は協定銀行が協定の定めにより取得する貸付債権につき、その処分をし、又は償還若しくは返済を受けることが困難であると認められる場合として政令で定める場合でないこと。</p> <p>八 変更後の経営強化計画を提出した計画提出金融機関等により適切に資産の査定がされていること。</p>	<p>及び第七号から第九号までに掲げる要件</p> <p>七 変更後の経営強化計画に第十六條第一項第五号ロに掲げる方策が記載されているときは、当該方策の実施により当該地域における中小規模の事業者に対する金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること。</p> <p>八 変更後の経営強化計画に第十六條第一項第五号ロに掲げる方策が記載されていないときは、当該変更後の経営強化計画の実施により当該対象組織再編成子会社等又はその子会社等が業務を行っている地域における金融の円滑化が阻害されないこと。</p>

第十九条第五項	計画提出金融機関等（ 当該計画提出金融機関等	対象組織再編成子会社等（ 当該対象組織再編成子会社等
第二十条第一項	計画提出金融機関等（経営強化計画	対象組織再編成子会社等（経営強化計画又は経営計画
第二十条第三項	計画提出金融機関等（当該経営強化計画	対象組織再編成子会社等（当該経営強化計画又は経営計画
第二十一条	当該計画提出金融機関等	当該対象組織再編成子会社等
第二十一条	計画提出金融機関等（当該経営強化計画	対象組織再編成子会社等（当該経営強化計画又は経営計画
第二十二條第一項	基本計画提出金融機関等である計画提出金融機関等（当該 計画提出金融機関等又は当該計画提出金融機関等に係る組 織再編成銀行持株会社等が、第十七条第一項の規定による 決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け 等を行ったものである場合に限る。）	第二十四条第九項の規定により経営強化計画（第十六条第一項第五号ロに掲げる方策を記載したものに限る。）を提出した対象組織再編成子会社等
第二十二條第三項	協定銀行が当該計画提出金融機関等	協定銀行が当該経営強化計画に係る第十七条第一項の規定による決定を受け て協定の定めにより株式等の引受け等を行った組織再編成金融機関等
第二十二條第三項	基本計画提出金融機関等でない計画提出金融機関等（当該 計画提出金融機関等又は当該計画提出金融機関等に係る組 織再編成銀行持株会社等が、第十七条第一項の規定による 決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け 等を行ったものである場合に限る。）	第二十四条第九項又は第十項の規定により経営強化計画（第十六条第一項第 五号ロに掲げる方策を記載したものを除く。）又は経営計画を提出した対象 組織再編成子会社等
第二十二條第三項	経営強化計画（第十六条第二項若しくは第三項若しくは第 十七条第六項若しくは第七項（これらの規定を第十九条第 五項において準用する場合を含む。）の規定により提出し たもの又は第十九条第一項の規定による承認を受けた変更 後のものをいい、この項の規定により提出した経営計画を 含む。以下この項において同じ。）	経営強化計画等（経営強化計画（第二十四条第九項の規定により提出したも の、同条第十二項において準用する第十九条第一項の規定による承認を受け た変更後のもの又は第二十四条第十二項において準用する第二十二條第一項 の規定による承認を受けたものをいう。）又は経営計画（第二十四条第十項 の規定又は同条第十二項において準用する第二十二條第三項の規定により提 出したものをいう。）をいう。以下この項において同じ。）
第二十二條第四項	協定銀行が当該計画提出金融機関等	協定銀行が当該経営強化計画等に係る第十七条第一項の規定による決定を受 けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った組織再編成金融機関等
第二十二條第四項	当該経営強化計画	当該経営強化計画等
第二十二條第四項	計画提出金融機関等	対象組織再編成子会社等
前条第三項	計画提出金融機関等（次条第六項に規定する承継組織再編 成子会社を含む。次項において同じ。）	対象組織再編成子会社等
前条第三項	第十六条第一項から第三項まで、第十七条第六項若しくは 第七項（これらの規定を第十九条第五項において準用する	第二十四条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定若し くは同条第十一項若しくは同条第十二項（同項において準用する第二十三條

場合を含む。)若しくはこの項の規定により提出したもの、第十九条第一項(第五項及び次条第十一項において準用する場合を含む。)の規定による承認を受けた変更後のもの又は前条第一項(第五項及び次条第十一項において準用する場合を含む。)の規定若しくは次条第六項において準用する同条第三項の規定による承認を受けたもの

第五項を含む。)において準用する第二十二條第一項の規定による承認を受けたもの、第二十四條第九項の規定若しくは同条第十二項において準用する第二十三條第三項の規定により提出したもの又は第二十四條第十一項若しくは同条第十二項(同項において準用する第二十三條第五項を含む。)において準用する第十九條第一項の規定による承認を受けた変更後のもの

前条第四項
計画提出金融機関等

前条第三項(次項及び次条第十一項において準用する場合を含む。)の規定、この項の規定又は次条第六項において準用する同条第五項の規定により提出したもの

対象組織再編成子会社等

第二十四條第五項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定、同条第十一項若しくは同条第十二項(同項において準用する第二十三條第三項の規定、第二十四條第十項の規定又は同条第十二項において準用する第二十三條第四項の規定により提出したもの)

前条第五項
計画提出金融機関等(当該経営強化計画又は経営計画)

当該計画提出金融機関等又はその子会社等

対象組織再編成子会社等(当該経営強化計画又は経営計画)

提出した計画提出金融機関等は

提出した対象組織再編成子会社等は

(特別支配株主の株式等売渡請求の特例)
第二十四條の二(会社法第二編第二章第四節の二の規定は、第十七條第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行った組織再編成金融機関等(前条第一項の規定による認可を受けた場合における同条第二項第一号に規定する承継組織再編成金融機関等を含む。)又は組織再編成銀行持株会社等(第二十三條第一項の規定による認可を受けた場合における同条第二項第一号に規定する会社及び前条第七項に規定する組織再編成後発行銀行持株会社等を含む。))であつて協定銀行が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるものの特別支配株主については、適用しない。

第四章 協同組織中央金融機関による協同組織金融機関に対する資本の増強に関する特別措置

第二十五條 協同組織中央金融機関の特例等
(協同組織中央金融機関の業務の特例等)
協同組織中央金融機関は、協同組織金融機関(当該協同組織中央金融機関の会員であるものに限る。以下この章において同じ。)から当該協同組織金融機関(金融組織再編成(協同組織金融機関を当事者とするものに限る。以下この章において同じ。))を行う協同組織金融機関である場合にあつては、当該協同組織金融機関に係る組織再編成金融機関等である協同組織金融機関(以下この章において「対象協同組織金融機関」という。))が発行する優先出資の引受け又は対象協同組織金融機関に対する劣後特約付金銭消費貸借による貸付けに係る申込みを受けた場合において、機構に対して当該引受け又は貸付けに係る信託受益権等(取得優先出資等(協同組織中央金融機関が引き受けた優先出資若しくは当該優先出資を受けた場合において分割された優先出資又は協同組織中央金融機関が取得した貸付け権をいう。以下この章において同じ。))のみを信託する信託の受益権又は資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第二條第五項に規定する優先出資に係る申込みをしようとするときは、当該引受け又は貸付けに係る申込みをした協同組織金融機関(金融組織再編成を行う協同組織金融機関である場合にあつては、当該金融組織再編成の当事者である他の協同組織金融機関を含む。))に対し、経営強化計画の提出を求めなければならない。

若しくは同条第七項に規定する特定社債(取得優先出資等又は取得優先出資等を信託する信託の受益権のみをいう。以下この章及び第五章において同じ。))の買取りに係る申込みをしようとするときは、当該引受け又は貸付けに係る申込みをした協同組織金融機関(金融組織再編成を行う協同組織金融機関である場合にあつては、当該金融組織再編成の当事者である他の協同組織金融機関を含む。))に對し、経営強化計画の提出を求めなければならない。

前項の経営強化計画は、次の各号に掲げる協同組織金融機関の区分に応じ当該各号に定める事項のほか、当該協同組織金融機関が同項に規定する引受け又は貸付けに係る申込みをする場合には当該引受け又は貸付けを求めらるる額及びその内容を含むものとして掲げなければならない。

2
二 金融組織再編成を行う協同組織金融機関(第十六條第一項第一号から第四号までに掲げる事項(当該協同組織金融機関が前項に規定する引受け又は貸付けに係る申込みをする場合にあつては、当該申込みに係る対象協同組織金融機関に係る同条第一項第五号イ及びロに掲げる事項を含む。))その他政令で定める事項

3 協同組織中央金融機関は、金融組織再編成（特定組織再編成を除く。）を行う協同組織金融機関から第一項に規定する引受け又は貸付けに係る申込みを受けた場合において、当該金融組織再編成の他の当事者が前項第二号に定める事項を記載した経営強化計画を提出しているときは、当該申込みをした協同組織金融機関に対し、当該事項を記載した経営強化計画に代えて、第十六条第一号から第四号まで及び第五号イに掲げる事項、当該引受け又は貸付けを求める額及びその内容その他政令で定める事項を含む経営強化計画の提出を求めることができる。

4 協同組織金融機関が行う金融組織再編成が特定組織再編成であるときは、協同組織金融機関が第一項の規定により行う経営強化計画の提出は、当該金融組織再編成の当事者である協同組織金融機関が連名で行わなければならない。

（経営強化計画等）

第二十七条 協同組織中央金融機関が前条の申込みをする場合には、当該申込みに係る信託受益権等に係る対象協同組織金融機関（当該対象協同組織金融機関が第二十五条第一項の規定により提出した経営強化計画に係る金融組織再編成でない場合にあつては、当該金融組織再編成の当事者である他の協同組織金融機関を含む。以下この項において同じ。）は、主務省令で定めるところにより、当該対象協同組織金融機関が同条第一項の規定により提出した経営強化計画（当該対象協同組織金融機関が同項の規定に記載された事項を記載した経営強化計画）を主務大臣に提出しなければならない。

2 協同組織中央金融機関が前条の申込みをする場合には、当該協同組織中央金融機関は、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、次に掲げる事項を記載した経営強化指導計画（対象協同組織金融機関の経営強化計画の実施についての指導に関する計画をいう。以下この章において同じ。）を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 当該信託受益権等に係る対象協同組織金融機関が前項の規定により提出する経営強化計画を実施するために当該協同組織中央金融機関が次条第一項の規定による決定を受けて行う経営指導の内容
- 二 信託受益権等の買取りを求める額及びその内容
- 三 その他政令で定める事項

（信託受益権等の買取りの決定）

第二十八条 主務大臣は、前条第一項及び第二項の規定により経営強化計画及び経営強化指導計画の提出を受けたときは、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、第二十六条の申込みに係る信託受益権等の買取りを行うべき旨の決定をするものとする。

一 経営強化計画を提出した協同組織金融機関が第二十六条の申込みに係る信託受益権等に係る取得優先出資等について第二十五条第一項の規定により同条第二項第一号に定める事項を記載した経営強化計画を提出したものであるときは、次のいずれにも適合すること。

イ 第五号イから第五号までに掲げる要件に該当すること。

ロ 当該信託受益権等に係る協同組織中央金融機関による優先出資又は貸付債権の取得が当該協同組織金融機関による当該経営強化計画の実施のために必要な範囲であること。

二 経営強化計画を提出した協同組織金融機関が第二十六条の申込みに係る信託受益権等に係る取得優先出資等について第二十五条第一項の規定により同条第二項第二号に定める事項を記載した経営強化計画を提出したものであるときは、又は当該取得優先出資等について同条第一項の規定により提出された経営強化計画に係る特定組織再編成により新たに設立された協同組織金融機関であるときは、次のいずれにも適合すること。

イ 経営強化計画に記載された第十六条第一項第二号に掲げる目標が主務省令で定める基準に適合すること。

ロ 経営強化計画の実施によりイに規定する目標が達成されると見込まれること。

ハ 経営強化計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

ニ 経営強化計画を提出した協同組織金融機関が当該信託受益権等に係る対象協同組織金融機関であるときは、次のいずれにも適合すること。

イ 第十七条第一項第四号イからハまでに掲げる要件に該当すること。

ロ 当該信託受益権等に係る協同組織中央金融機関による優先出資又は貸付債権の取得が当該協同組織金融機関による当該経営強化計画の実施のために必要な範囲であること。

ホ 経営強化計画を提出した協同組織金融機関が当該信託受益権等に係る対象協同組織金融機関でないときは、第十七条第一項第五号イ及びロに掲げる要件に該当すること。

三 経営強化計画を提出した協同組織金融機関が第二十六条の申込みに係る信託受益権等に係る取得優先出資等について第二十五条第一項の規定により同条第三項に掲げる事項に記載した経営強化計画を提出したものであるときは、次のいずれにも適合すること。

イ 経営強化計画の実施によりイに規定する目標が達成されると見込まれること。

ロ 経営強化計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

- 4 主務大臣は、前項の規定により変更後の経営強化指導計画の提出を受けたときは、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、同項の規定による承認をするものとする。
 - 一 変更後の経営強化指導計画の実施が当該変更後の経営強化指導計画に係る経営強化計画の実施に資するものであること。
 - 二 変更後の経営強化指導計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。
 - 三 経営強化計画の変更その他経営強化指導計画の変更をすることについてやむを得ない事情があること。
- 5 前条の規定は、主務大臣が第一項又は第三項の規定による承認をした場合におけるこれらの規定により提出を受けた変更後の経営強化計画又は経営強化指導計画について準用する。

(経営強化計画等の履行を確保するための監督上の措置)

- 第三十一条 計画提出協同組織金融機関又は第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等に係る協同組織中央金融機関は、その実施している経営強化計画又は経営強化指導計画の履行状況について、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、報告を行わなければならない。ただし、協定銀行が当該経営強化計画又は経営強化指導計画に係る同項の規定による決定を受けて協定の定めにより取得した信託受益権等の全部につきその処分をし、又は償還を受けた場合は、この限りでない。
- 2 第二十九条の規定は、主務大臣が前項の規定により経営強化計画又は経営強化指導計画の履行状況について報告を受けた場合における当該報告について準用する。

第三十二条 主務大臣は、協定銀行が第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより取得した信託受益権等の全部につきその処分をし、又は償還を受けるまでの間、当該決定に係る経営強化計画又は経営強化指導計画の履行状況に照らして必要があるとき認めるときは、当該経営強化計画又は経営強化指導計画の履行を確保するため、その必要な限度において、当該経営強化計画又は経営強化指導計画を提出した計画提出協同組織金融機関又は協同組織中央金融機関又は当該経営強化計画又は経営強化指導計画の履行状況に参考となるべき報告又は資料の提出、当該経営強化計画又は経営強化指導計画に記載された措置であつて当該経営強化計画又は経営強化指導計画に従つて実施されていないものの実施その他の監督上必要な措置を命ずることができ、

(経営強化計画等の実施期間が終了した後の措置)

- 第三十三条 第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等に係る対象協同組織金融機関(当該信託受益権等に係る取得優先出資等について第二十五条第一項の規定により同条第二項第一号若しくは第二号に定める事項を記載した経営強化計画を提出したもの又は同条第一項の規定により提出された経営強化計画に係る特定組織再編成により新たに設立されたものに限る。)は、その実施している経営強化計画(第二十七条第一項若しくはこの項の処分をし、又は償還を受けたもの又は第三十条第一項の規定による承認を受けた変更後のものをいう。)の実施期間が、協定銀行が当該信託受益権等の全部につきその処分をし、又は償還を受けたまでの間に終了する場合には、主務省令で定めるところにより、第四條第一項第一号から第四号まで及び第七号に掲げる事項その他主務省令で定める事項を記載した経営強化計画を新たに主務大臣に提出しなければならない。
 - 2 対象協同組織金融機関が前項の規定により経営強化計画を提出する場合において、当該対象協同組織金融機関に係る協同組織中央金融機関は、主務省令で定めるところにより、当該経営強化計画を実施するために当該協同組織中央金融機関が行う経営指導の内容その他主務省令で定める事項を記載した経営強化指導計画を新たに主務大臣に提出しなければならない。
 - 3 第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等に係る対象協同組織金融機関(当該信託受益権等に係る取得優先出資等について第二十五条第一項の規定により同条第三項に掲げる事項を記載した経営強化計画を提出したものに限る。)は、その実施している経営強化計画(第二十七条第一項の規定による決定を受けたもの又は第三十条第一項の規定による承認を受けた変更後のものをいう。)の項の規定により提出した経営計画を含む(第二十七条第一項の規定による決定を受けたもの又は第三十条第一項の規定による承認を受けた変更後のものをいう。)の項の規定により提出した経営計画を含む。)の実施期間が、協定銀行が当該信託受益権等の全部につきその処分をし、又は償還を受けたまでの間に終了する場合には、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した経営計画を主務大臣に提出しなければならない。
 - 一 経営計画の期間(三年を超えないものに限る。)
 - 二 経営計画の期間中の収益見通し
 - 三 前号の見通しを達成するための方策
 - 四 責任ある経営体制の確立に関する事項として主務省令で定めるもの
 - 五 その他主務省令で定める事項
- 4 前項の規定する場合において、当該対象協同組織金融機関に係る協同組織中央金融機関は、主務省令で定めるところにより、当該対象協同組織金融機関が同項の規定により提出する経営計画を実施するために当該協同組織中央金融機関が行う経営指導の内容その他主務省令で定める事項を記載した経営指導計画を主務大臣に提出しなければならない。
- 5 第二十八条第二項の規定は主務大臣が第三項の規定により提出を受けた経営計画について、第二十九条の規定は主務大臣が第一項及び第二項の規定により提出

を受けたる経営強化計画及び経営強化指導計画又は主務大臣が前二項の規定により提出を受けた経営計画及び経営指導計画について、前二条の規定は当該経営強化計画若しくは経営計画又は経営強化指導計画若しくは経営指導計画を提出した対象協同組織金融機関又は協同組織中央金融機関について、それぞれ準用する。

（協同組織金融機関の合併等の認可）

第三十四条 第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等に係る対象協同組織金融機関（この項の規定による認可を受けた場合における次項第一号に規定する承継協同組織金融機関を含む。以下この条において「対象協同組織金融機関等」という。）であつて協定銀行が現に保有する当該信託受益権等に係る取得優先出資等に係る発行者又は債務者であるものは、合併等（合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡若しくは譲受けをいう。以下この条において同じ。）を行おうとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 主務大臣は、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、前項の規定による認可をするものとする。

- 一 合併等の後において当該取得優先出資等に係る発行者又は債務者となる法人が当該対象協同組織金融機関等であること又は当該対象協同組織金融機関等が実施している経営強化計画（第二十七項を含む。）の規定による承認を受けた変更後のものをいう。）若しくは次項の規定により提出したもの又は第三十条第一項（第七項において準用する場合を含む。）の規定による承認を受けた変更後のものをいう。）若しくは経営計画（前条第三項（第七項において準用する場合を含む。）又は第五項の規定により提出したものを含む。）に係る事業（以下この項において「計画関連業務」という。）の全部を承継する他の協同組織金融機関（新たに設立されるものを含む。以下この条において「承継協同組織金融機関」という。）であること。
- 二 当該計画提出協同組織金融機関が前号に規定する経営強化計画を実施しているときは、合併等により当該対象協同組織金融機関等（承継協同組織金融機関を含む。）の経営の強化に支障が生じないこと。
- 三 計画関連業務の承継が行われるときは、当該承継が円滑かつ適切に行われる見込みが確実であること。
- 四 合併等により協定銀行が取得する信託受益権等につき、その処分をし、又は償還を受けることが困難になると認められる場合でないこと。
- 五 その他他政令で定める要件

3 前項第一号に規定する経営強化計画を実施している対象協同組織金融機関等が第一項の規定による認可を受けて合併等を行った場合において、当該合併等に係る承継協同組織金融機関があるときは、当該承継協同組織金融機関は、主務省令で定めるところにより、第四条第一項第一号から第四号までに掲げる事項（当該経営強化計画に同項第七号又は第十六条第一項第五号に掲げる方策が記載されている場合にあつては、第四条第一項第七号に掲げる方策を含む。）その他主務省令で定める事項を記載した経営強化計画を主務大臣に提出しなければならない。

4 承継協同組織金融機関が前項の規定により経営強化計画を提出する場合において、当該承継協同組織金融機関に係る協同組織中央金融機関は、主務省令で定めるところにより、当該経営強化計画を実施するために当該協同組織中央金融機関が行う経営指導の内容その他主務省令で定める事項を記載した経営強化計画を主務大臣に提出しなければならない。

5 第二項第一号に規定する経営計画を実施している対象協同組織金融機関等が第一項の規定による認可を受けて合併等を行った場合において、当該合併等に係る承継協同組織金融機関があるときは、当該承継協同組織金融機関は、主務省令で定めるところにより、前条第三項第一号から第四号までに掲げる事項その他主務省令で定める事項を記載した経営計画を主務大臣に提出しなければならない。

6 前項に規定する場合において、当該合併等に係る承継協同組織金融機関があるときは、当該承継協同組織金融機関に係る協同組織中央金融機関は、主務省令で定めるところにより、当該承継協同組織金融機関が同項の規定により提出を受けた経営強化計画を実施するために当該協同組織中央金融機関が行う経営指導の内容その他主務省令で定める事項を記載した経営計画を主務大臣に提出しなければならない。

7 第二十八条第二項の規定は主務大臣が第三項の規定により提出を受けた経営強化計画又は第五項の規定により提出を受けた経営計画について、第二十九条の規定は主務大臣が第三項及び第四項の規定により提出を受けた経営強化計画及び経営指導計画又は前二項の規定により提出を受けた経営計画及び経営指導計画について、第三十一条及び第三十二条の規定は当該経営強化計画若しくは経営計画又は経営指導計画若しくは経営指導計画を提出した承継協同組織金融機関又は協同組織中央金融機関について、前条第三項の規定は当該経営強化計画（この項において準用する同条第一項の規定により提出されたものを含む。）又は当該経営計画（この項において準用する同条第三項の規定により提出されたものを含む。）について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

前条第一項	第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等に係る対象協同組織金融機関（当該信託受益権等に係る取得優先出資等について第二十五条第一項の規定を記載した経営強化計画を提出した	承継協同組織金融機関
第二十八條第二項	対象協同組織金融機関	承継協同組織金融機関

前条第一項

第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等に係る対象協同組織金融機関（当該信託受益権等に係る取得優先出資等について第二十五条第一項の規定を記載した経営強化計画を提出した

もの又は同条第一項の規定により提出された経営強化計画に係る特定組織再編成により新たに設立されたものに限る。

協定銀行が当該信託受益権等

対象協同組織金融機関

第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等に係る対象協同組織金融機関(当該信託受益権等に係る取得優先出資等について第二十五条第一項の規定により同条第三項に掲げる事項を記載した経営強化計画を提出したものに限る。)

協定銀行が当該信託受益権等

対象協同組織金融機関

協定銀行が当該経営強化計画又は経営計画に係る第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより取得した信託受益権等

承継協同組織金融機関

協定銀行が当該経営強化計画に係る第二十八条第一項の規定を受けて協定の定めにより取得した信託受益権等

承継協同組織金融機関

第三十四条第三項又は第五項の規定により経営強化計画(第四条第一項第七号に掲げる方策を記載したものを除く。)又は経営計画を提出した承継協同組織金融機関

第四章の二 協同組織中央金融機関等に対する資本の増強に関する特別措置

(優先出資の引受け等に係る申込み)

第三十四条の二 協同組織中央金融機関等(協同組織中央金融機関及び農林中央金庫をいう。以下同じ。)から平成三十四年三月三十一日までに協同組織金融機関等(当該協同組織中央金融機関等及び協同組織金融機関等(次に掲げる者をい、当該協同組織中央金融機関等の会員であるものに限る。以下この章において同。))をいう。以下この章において同。))による金融機関の発進の促進に必要な当該協同組織中央金融機関等の自己資本の充実のために行う優先出資の引受け等(優先出資の引受け又は劣後特約付金銭消費貸借による貸付けをいう。以下同じ。)に係る申込み(預金保険法第五十九条第一項、第六十条第一項、第一百一十五条第一項、第一百五十五条第一項、第十六条の二第二項、第二十一条第一項、第二十六条の三第二項、第二十六条の三十八第一項、附則第十五条の四第一項及び附則第十五条の四の二第一項の規定によるものを除く。)を受けたときは、主務大臣に対し、当該協同組織中央金融機関等と連名で、当該申込みに係る優先出資の引受け等を行うかどうかの決定を求めなければならない。

協同組織金融機関

第二条第十号から第十二号までに掲げる者

一 農業協同組合法第十号第一項第二号及び第三号の事業を行う農業協同組合

二 水産業協同組合法第十号第一項第二号及び第四号の事業を行う漁業協同組合

三 水産業協同組合法第九十一条第一項第三号及び第四号の事業を行う水産加工業協同組合

(協同組織金融機関強化方針)

第三十四条の三 協同組織中央金融機関等が前条の申込みをする場合には、当該協同組織中央金融機関等は、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、次に掲げる事項であつて金融機関の發揮に係るものを記載した協同組織金融機関強化方針(協同組織金融機関に係る金融機関の發揮を促進するための方針をいう。以下同じ。))並びに当該申込みに係る優先出資の引受け等を求める額及びその内容を記載した書面を主務大臣に提出しなければならない。

一 収益性及び業務の効率の向上のための方策に関する事項

二 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他地域における経済の活性化に資する方策に関する事項として主務省令で定めるもの

三 前二号に規定する方策を実施するために当該協同組織中央金融機関等が特別関係協同組織中央金融機関等に対して行う経営指導の方針

四 前条の申込みに係る資金を有効に活用するために当該協同組織中央金融機関等が特別関係協同組織中央金融機関等に対して行う経営指導の方針

五 当該協同組織中央金融機関等における従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項として主務省令で定めるもの

六 その他政令で定める事項
二 内閣総理大臣は、前項の規定により協同組織金融機能強化方針並びに優先出資の引受け等を求める額及びその内容を記載した書面の提出を受けた場合において、必要があるとき、金融機能強化審査会の意見を聴くものとする。
三 第一項第三号の「特別関係協同組織金融機関等」とは、協定銀行が次条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより取得した優先出資を含む。以下この章において同じ。）又は取得貸付債権（同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得した貸付債権をいう。以下この章において同じ。）の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けるまでの間に、当該協同組織中央金融機関等に対し優先出資の引受け等その他主務省令で定める支援（以下この項及び第三十四条の六第三項において「特定支援」という。）に係る申込みをし、かつ、当該協同組織中央金融機関等が当該申込みに係る特定支援を行った協同組織金融機関等（前条第二号から第五号までに掲げる者にあつては、農林中央金庫に対し特定支援に係る申込みをした場合において、農林中央金庫が農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第三十三条の規定により同条の指定支援法人に對し当該申込みに係る特定支援の要請をし、かつ、当該指定支援法人が当該要請を受けて当該特定支援を行った者を含む。）をいう。

第三十四条の四 優先出資の引受け等の決定

第三十四条の四 主務大臣は、前条第一項の規定により協同組織金融機能強化方針並びに第三十四条の二の申込みに係る優先出資の引受け等を求める額及びその内容を記載した書面の提出を受けたときは、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、当該申込みに係る優先出資の引受け等を行うべき旨の決定をするものとする。

- 一 協同組織金融機能強化方針に記載された事項が協同組織金融機関による金融機能の發揮を促進するために適切なものであること。
 - 二 協同組織金融機能強化方針に記載された事項が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。
 - 三 協同組織金融機能強化方針を提出した協同組織中央金融機関等が預金保険法第二条第四項に規定する破綻金融機関、農水産業協同組合貯金保険法第二条第五項に規定する経営困難農水産業協同組合又はその財産をもつて債務を完済することができない金融機関等でないこと。
 - 四 第三十四条の二の申込みに係る優先出資の引受け等が協同組織金融機能強化方針の内容及び協同組織金融機関の自己資本の充実の状況に照らし適切な範囲であること。
 - 五 この項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する優先出資（分割された優先出資を含む。）又は貸付債権につき、その処分をし、又は償還若しくは返済を受けることが困難であると認められる場合として政令で定める場合でないこと。
 - 六 協同組織金融機能強化方針を提出した協同組織中央金融機関等により適切に資産の査定がされていること。
- 前項の規定による決定を受けた協同組織中央金融機関等は、他の法律の規定にかかわらず、協定銀行が当該協同組織中央金融機関等に係る取得優先出資又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けるまでの間、特別関係協同組織金融機関等（前条第三項に規定する特別関係協同組織金融機関等をいう。）の第一項の規定による決定をするときは、財務大臣の同意を得なければならぬ。
- 主務大臣は、第一項の規定による決定をしたときは、その旨を第三十四条の二の申込みをした協同組織中央金融機関等及び機構に通知しなければならない。

第三十四条の五 協同組織金融機能強化方針の公表

第三十四条の五 主務大臣は、前条第一項の規定による決定をしたときは、主務省令で定めるところにより、第三十四条の三第一項の協同組織金融機能強化方針並びに優先出資の引受け等を求める額及びその内容を公表するものとする。ただし、当該協同組織金融機能強化方針に係る協同組織金融機関が業務を行つてい

第三十四条の六 優先出資法第四條第二項の適用について

第三十四条の六 優先出資法第四條第二項の規定の適用については、協同組織中央金融機関等が第三十四条の四第一項の規定による決定に従い発行する優先出資は、ないものとみなす。

第三 協同組織中央金融機関等が第三十四条の四第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより優先出資の引受け等を行った協同組織中央金融機関等又は特

令で定めるところにより、その旨をも登記しなければならない。

第三 協同組織中央金融機関等が第三十四条の四第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより優先出資の引受け等を行った協同組織中央金融機関等又は特別関係協同組織中央金融機関等であつて当該協同組織中央金融機関等が現に保有する特定支援に係る優先出資に係る発行者であるもの（以下この項において「優先出資発行特別関係協同組織中央金融機関等」という。）が取得優先出資又は当該優先出資の消却を行うため資本準備金又は法定準備金の額を減少する場合について、第八條の三第一項の規定は当該協同組織中央金融機関等又は優先出資発行特別関係協同組織中央金融機関等が取得優先出資又は当該優先出資の消却を行うため資本金の

額を減少する場合について、同条第二項から第四項までの規定は当該協同組織中央金融機関等又は優先出資発行特別関係協同組織金融機関等が取得優先出資又は当該優先出資の消却を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、第八条の二中「第九十二条第三項及び第九十二条第三項において準用する同法第十五条第五項並びに」とあるのは、「第五十五条第五項（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第九十六条第三項において準用する場合を含む。）及び」と読み替えるものとする。

第三十四条の七 第三十四条の四第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより優先出資の引受け等を行った協同組織中央金融機関等は、第三十四条の三第一項の規定により提出した協同組織金融機関強化方針（この項の規定による承認を受けた変更後のものを含む。以下この章において単に「協同組織金融機関強化方針」という。）の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。以下この条において同じ。）をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、変更後の協同組織金融機関強化方針を主務大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 主務大臣は、前項の規定により変更後の協同組織金融機関強化方針の提出を受けたときは、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、同項の規定による承認をするものとする。

一 変更後の協同組織金融機関強化方針に記載された事項が協同組織金融機関等による金融機関の発揮を促進するために適切なものであること。

二 変更後の協同組織金融機関強化方針に記載された事項が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

三 予見し難い経済情勢の変化その他協同組織金融機関強化方針の変更をすることについてやむを得ない事情があること。

3 第三十四条の三第二項の規定は主務大臣が第一項の規定により変更後の協同組織金融機関強化方針の提出を受けた場合について、第三十四条の五の規定は主務大臣が同項の規定による承認をした場合における同項の規定により提出を受けた変更後の協同組織金融機関強化方針について、それぞれ準用する。

第三十四条の八 第三十四条の四第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより優先出資の引受け等を行った協同組織中央金融機関等は、次に掲げる事項について、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、報告を行わなければならない。ただし、協定銀行が当該優先出資の引受け等を行った協同組織中央金融機関等に係る取得優先出資又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けた場合は、この限りでない。

一 特別関係協同組織金融機関等の名称

二 特別関係協同組織金融機関等から取得した優先出資又は貸付債権の額及びその内容

三 前号に規定する優先出資又は貸付債権の処分、償還又は返済の状況

四 前二号に掲げるもののほか、第三十四条の三第三項に規定する特定支援の実施状況として主務省令で定める事項

五 特別関係協同組織金融機関等による中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資する方策の実施に関する状況

六 前号に掲げるもののほか、協同組織金融機関強化方針に記載された事項の実施状況

2 第三十四条の五の規定は、主務大臣が前項の規定により同項各号に掲げる事項について報告を受けた場合における当該報告について準用する。

第三十四条の九 主務大臣は、協定銀行が第三十四条の四第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより優先出資の引受け等を行った協同組織中央金融機関等に係る取得優先出資又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けるまでの間、当該決定に係る協同組織金融機関強化方針に記載された事項の実施状況に照らして必要があると認めるときは、当該協同組織金融機関強化方針に記載された事項の適切な実施を確保するため、その必要限度において、当該協同組織金融機関強化方針を提出した協同組織中央金融機関等に対し、当該事項の実施状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出、特別関係協同組織金融機関等に対する経営指導の改善のための措置その他の監督上必要な措置を命ずることができる。

第五章 預金保険機構の業務の特例等

第三十五条 機構は、預金保険法第三十四条に規定する業務のほか、第一条の目的を達成するため、協定銀行と、金融機関等の自己資本の充実のための業務の委託に関する協定（以下「協定」という。）を締結し、及び当該協定を実施するための次の業務を行うことができる。

一 協定銀行に対し、第三十九条第一項の規定による貸付け又は債務の保証を行うこと。

二 協定銀行に対し、第四十条の規定による損失の補てんを行うこと。

三 第四十一条第二項の規定に基づき協定銀行から納付される金銭の収納を行うこと。

2 前項に規定する「金融機関等の自己資本の充実のための業務」とは、次に掲げる業務をいう。

一 第五條第一項の規定による決定に従い金融機関等（銀行持株会社等を除く。以下この号及び次号において同じ。）又は金融機関等を子会社とする銀行持株会社等が発行する株式等の引受けを行うこと。
二 第五條第一項の規定による決定に従い金融機関等に対する劣後特約付金銭消費貸借による貸付けを行うこと。
三 第五條第一項の規定による決定（第十九條第一項の規定による承認を含む。次号及び次条において同じ。）に従い組織再編成金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等が発行する株式等の引受けを行うこと。
四 第二十七條第一項の規定による決定に従い組織再編成金融機関等に対する劣後特約付金銭消費貸借による貸付けを行うこと。
五 第二十八條第一項の規定による決定に従い組織再編成金融機関等が発行する優先出資の引受けを行うこと。
五の二 第三十四條の四第一項の規定による決定に従い協同組織中央金融機関等が発行する劣後特約付金銭消費貸借による貸付けを行うこと。
五の三 第三十四條の四第二項の規定による決定に従い協同組織中央金融機関等に対する劣後特約付金銭消費貸借による貸付けを行うこと。
六 取得株式等（第十條第二項に規定する取得株式等、第二十条第二項に規定する取得株式等又は第三十四條の三第三項に規定する取得優先出資をいう。次条において同じ。）の譲渡その他の処分をすること。
七 取得貸付債権（第十條第一項に規定する取得貸付債権、第二十条第一項に規定する取得貸付債権又は第三十四條の三第三項に規定する取得貸付債権をいう。次条において同じ。）の譲渡その他の処分をすること。
八 第五号の規定による買取りにより取得した信託受益権等の譲渡その他の処分をすること。
九 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

第三十六條（協定）

一 協定銀行は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。
二 協定銀行は、第五條第一項の規定による決定に従い株式等の引受け等を行うこと。
三 協定銀行は、第二十七條第一項の規定による決定に従い株式等の引受け等を行うこと。
三の二 協定銀行は、第二十八條第一項の規定による決定に従い信託受益権等の買取りを行うこと。
三の三 協定銀行は、第三十四條の四第一項の規定による決定に従い優先出資の引受け等を行うこと。
四 協定銀行は、第三十九條第一項の規定による債務の保証の対象となる資金の借入れに関する契約の締結をしようとするときは、機構に対し、当該締結をしようとする契約の内容についての承認を申請し、その承認を受けること。
五 協定銀行は、第一号の規定による株式等の引受け等を行ったときは、速やかに、その内容を機構に報告すること。
六 協定銀行は、第二号の規定による株式等の引受け等を行ったときは、速やかに、その内容を機構に報告すること。
七 協定銀行は、第三号の規定による信託受益権等の買取り等を行ったときは、速やかに、その内容を機構に報告すること。
七の二 協定銀行は、第三号の二の規定による優先出資の引受け等を行ったときは、速やかに、その内容を機構に報告すること。
八 協定銀行は、取得株式等についてこの法律の規定に基づく主務大臣の要請に従い株主又は出資者としての権利を行使すること。
九 協定銀行は、取得株式等について議決権その他の株主又は出資者としての権利を行使しようとするとき（前号の要請に従う場合を除く。）は、機構に対し、当該権利を行使することについての承認を申請し、その承認を受けること。
十 協定銀行は、第八号の要請に従い同号の権利を行使したとき又は前号の規定による承認を受けて同号の権利を行使したときは、速やかに、その内容を機構に報告すること。
十一 協定銀行は、取得株式等、取得貸付債権又は取得した信託受益権等について、できる限り早期に譲渡その他の処分をするよう努めること。
十二 協定銀行は、取得株式等、取得貸付債権又は取得した信託受益権等について譲渡その他の処分をしようとするときは、機構に対し、当該処分をすることに二つ以上の承認を申請し、その承認を受けること。
十三 協定銀行は、前号の規定による承認を受けて同号の処分をしたときは、速やかに、その内容を機構に報告すること。
十四 協定銀行は、協定の定めによる業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理すること。
十五 協定銀行は、協定を締結したときは、直ちに、その協定の内容を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。
（協定銀行への機構からの通知等）
第三十七條 機構は、第五條第六項（第十七條第八項、第十九條第五項及び第二十八條第三項において準用する場合を含む。）又は第三十四條の四第四項の規定による通知を受けたときは、その旨を協定銀行に通知しなければならない。
二 機構は、協定銀行から前条第一項第五号から第七号の二までの規定による報告を受けたときは、直ちに、その報告の内容を主務大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

(株式等に係る権利の行使等)

第三十八条 機構は、第三十六条第一項第九号又は第十二号の申請の承認をしようとするときは、主務大臣（同号の申請にあっては、主務大臣及び財務大臣）の承認を受けなければならない。

2 機構は、第三十六条第一項第十号又は第十三号の規定による報告を受けたときは、直ちに、その報告の内容を主務大臣（同号の規定による報告にあっては主務大臣及び財務大臣とし、当該報告が一の都道府県の区域の一部をその地区の全部とする農水産業協同組合連合会に係るものである場合にあっては当該農水産業協同組合連合会の監督を行う都道府県知事を含む。）に報告しなければならない。

(資金の貸付け及び債務の保証)

第三十九条 機構は、協定銀行から協定の定めによる株式等の引受け等又は信託受益権等の買取りのために必要とする資金その他の協定の定めによる業務の円滑な実施のために必要とする資金について、その資金の貸付け又は協定銀行によるその資金の借入れに係る債務の保証の申込みを受けた場合において、必要があると認めるときは、当該貸付け又は債務の保証を行うことができる。

2 機構は、前項の規定により協定銀行との間で同項の貸付け又は債務の保証に係る契約を締結したときは、直ちに、その契約の内容を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

(損失の補てん)

第四十条 機構は、協定銀行に対し、協定の定めによる業務の実施により協定銀行に生じた損失の額として政令で定めるところにより計算した金額の範囲内において、当該損失の補てんを行うことができる。

(利益の納付及び収納)

第四十一条 機構は、協定において、協定銀行に協定の定めによる業務により生じた利益の額として政令で定めるところにより計算した額があるときは、毎事業年度、当該利益の額に相当する金額を機構に納付すべき旨を定めなければならない。

2 機構は、前項の規定に基づき協定銀行から納付される金銭を収納することができる。

(報告の徴求)

第四十二条 機構は、第三十五条第一項の規定による業務（以下「金融機能強化業務」という。）を行うため必要があるときは、協定銀行に対し、協定の実施又は財務の状況に関し報告を求めることができる。

(区分経理)

第四十三条 機構は、金融機能強化業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定（以下「金融機能強化勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

(借入金及び預金保険機構債)

第四十四条 機構は、金融機能強化業務を行うため必要があるときは、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、金融機関等その他の者（日本銀行を除く。）から資金の借入れ（借換えを含む。）次項及び次条において「機構債」という。）の発行（機構債の借換えのための発行を含む。）次項において同じ。）をすることができる。この場合において、機構は、機構債の債券を発行することができる。

2 機構は、前項の規定する資金の借入れ又は機構債の発行を行う場合における一時的な資金繰りのために必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、日本銀行から資金の借入れをすることができる。

3 第一項の規定による借入金の現在額、同項の規定により発行する機構債の元本に係る債務の現在額及び前項の規定による借入金の現在額の合計額は、政令で定める金額を超えることとなつてはならない。

4 農林中央金庫法、農林中央金庫法第五十四条第三項の規定にかかわらず、機構に対し、同項の規定による農林水産大臣及び内閣総理大臣の認可を受けないで、第一項の資金の貸付けをすることができる。

5 日本銀行は、日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第四十三条第一項の規定にかかわらず、機構に対し、第二項の資金の貸付けをすることができる。

6 第一項の規定により発行される機構債については、これを預金保険法第四十二条第一項の規定により発行される機構債とみなして、同条第五項から第九項までの規定を適用する。

(政府保証)

第四十五条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の前条第一項若しくは第二項の借入れ又は同条第一項の機構債に係る債務の保証をすることができる。

（金融機能強化勘定の廃止）

第四十六条 機構は、金融機能強化業務の終了の日として政令で定める日において、金融機能強化勘定を廃止するものとする。
2 機構は、金融機能強化勘定の廃止の際、金融機能強化勘定に残余があるときは、当該残余の額を国庫に納付しなければならない。

（内閣府令・財務省令への委任）

第四十七条 この章に定めるもののほか、機構の金融機能強化業務の実施に関し必要な事項は、内閣府令・財務省令で定める。

第六章 金融機能強化審査会

（審査会の設置）

第四十八条 金融庁に、この法律の規定に基づく事務が終了する日として政令で定める日までの間、金融機能強化審査会（以下「審査会」という。）を置く。
2 審査会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、必要に応じ、第二章若しくは第三章の規定により提出された経営強化計画の履行状況又は第四章の二の規定により提出された協同組織金融機能強化方針に記載された事項の実施状況について審議する。

（審査会の組織）

第四十九条 審査会は、委員五人以内をもって組織する。

2 委員は、金融、法律、会計等に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
3 委員は、非常勤とする。

（会長）

第五十条 審査会に、会長一人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、審査会の会務を総理し、審査会を代表する。
3 審査会は、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合にその職務を代理する者を定めておかなければならない。

（委員の任期）

第五十一条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の任期は、前項の規定にかかわらず、第四十八条第一項に規定する政令で定める日に満了する。
3 委員は、再任されることができる。
4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

（資料提出の要求等）

第五十二条 審査会は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

（政令への委任）

第五十三条 この章に定めるもののほか、審査会の組織及び委員その他審査会に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十八条 第三十六条第二項、第三十七条第二項、第三十八条第二項又は第三十九条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした機構の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第一項（第十三条第四項（第十四条第十二項において準用する場合を含む。）並びに第十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第十一条第一項（第十三条第四項（第十四条第十二項において準用する場合を含む。）並びに第十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
三 第二十条第一項（第二十三条第五項（第二十四条第十二項において準用する場合を含む。）並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
四 第二十一条第一項（第二十三条第五項（第二十四条第十二項において準用する場合を含む。）並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
五 第三十一条第一項（第三十三条第五項及び第三十四条第七項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
六 第三十二条（第三十三条第五項及び第三十四条第七項において準用する場合を含む。）の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
七 第三十四条の八第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
八 第三十四条の九の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
九 第四十二条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
十 法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対しても、同項の刑を科する。

第六十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした金融機関等（第二号にあつては、第三十四条の二第三号から第五号までに掲げる者を含む。）の取締役、執行役又は理事は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。
一 第七条第二項若しくは第八条第二項（これらの規定を第十七条第八項及び第十九条第五項において準用する場合を含む。）又は第三十四条の六第二項の規定に違反して登記することを怠つたとき。
二 第八条の二（第十七条第八項、第二十八条第三項及び第三十四条の六第三項において準用する場合を含む。）若しくは第八項、第二十三条第一項（第二十四条第十二項において準用する場合を含む。）若しくは第十四条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）若しくは第十四条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）若しくは第七項又は第三十四条第一項の規定による認可を受けず、これらの規定に規定する行為をしたとき。
三 第十二条第一項（第十三条第四項（第十四条第十二項において準用する場合を含む。）並びに第十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）第十三条第三項（第十四条第十二項において準用する場合を含む。）並びに第十四条第三項（同条第七項において準用する場合を含む。）第十四条第十項、第十七条第六項若しくは第七項（これらの規定を第十九条第五項において準用する場合を含む。）並びに第二十二條第一項若しくは第三項（これらの規定を第二十三條第五項（第二十四条第十二項）において準用する場合を含む。）並びに第二十四條第十一項及び第二十二項において準用する場合を含む。）若しくは第五項（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）若しくは第二十四條第九項若しくは第十項、第三十三條第一項から第四項まで（これらの規定を第三十四條第七項において準用する場合を含む。）又は第三十四條第三項から第六項までの規定による提出をせず、又は虚偽の提出をしたとき。

附 則

第八條（震災特例金融機関等の株式等の引受け等に係る申込み等の特例）

一 震災及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）により相当程度悪化したことその他の東日本大震災の影響により自己資本の充実を図ることが主として業務を行つておる地域における円滑な信用供与を実施するために必要となつたもの（以下「震災特例金融機関等」という。）は、機構に対し、平成二十九年三月三十一日までに当該震災特例金融機関等の自己資本の充実のために行う株式等の引受け等に係る申込みを行うことができる。この場合において、当該震災特例金融機関等は、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、次に掲げる事項を記載した経営強化計画を主務大臣に提出するものとする。
二 経営強化計画の実施期間（五年を超えないもの）であつて、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。）
三 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該震災特例金融機関等が主として業務を行つておる地域における経済の活性化に資する方策として主務省令で定めるもの
四 株式等の引受け等を求める額及びその内容
五 収益の見通しその他政令で定める事項

2 震災特例金融機関等

自己資本の充実のために行う株式会社とする銀行持株会社等は、機構に対し、平成二十九年三月三十一日までに当該子会社（以下「震災特例対象子会社」という。）の

一、機構を通じて、次に掲げる事項を記載した経営強化計画を当該銀行持株会社等と連名で主務大臣に提出するものとする。
二、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該震災特例対象子会社が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策として主務省令で定めるもの。

3 三 当該銀行持株会社等が株式等の引受け等を求める額及びその内容並びに当該株式等の引受け等を受けて当該銀行持株会社等がその震災特例対象子会社に対して行う株式等の引受け等の額、内容及び実施時期
四 当該震災特例対象子会社における収益の見通しその他政令で定める事項
(略)

九 震災特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等の株式等の引受け等に係る申込み等の特例
第十條 震災特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等(第十五条第四項に規定する組織再編成銀行持株会社等をいう。以下同じ。)は、機構に対し、平成二十九年三月三十一日までに当該金融組織再編成に係る組織再編成金融機関等の自己資本の充実に資する株式等の引受け等に係る申込みを行うことができる。この場合において、当該金融組織再編成の当事者である金融機関等は、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、次に掲げる事項を記載した経営強化計画を主務大臣に提出するものとする。
一 経営強化計画の実施期間(五年を超えないものであって、事業年度の終了の日を末期とするものに限る。)
二 金融組織再編成の内容及び実施時期
三 当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が株式等の引受け等に係る申込みをするときは、次に掲げる事項
イ 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該金融機関等(銀行持株会社等である場合)にあっては、その子会社等、当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が新たに設立される金融機関等(銀行持株会社等を除く。)の自己資本の充実に資する株式等の引受け等の申込みをする場合にあっては、当該新たに設立される金融機関等(銀行持株会社等を除く。)の自己資本の充実に資する株式等の引受け等の申込みをする方策として主務省令で定めるもの。

ハ 当該金融機関等が株式等の引受け等に係る申込みをするときは、株式等の引受け等を求める額及びその内容並びに当該株式等の引受け等を受けて当該組織再編成銀行持株会社等が第十六条第一項第五号ニに規定する対象組織再編成子会社に対して行う株式等の引受け等の額、内容及び実施時期
ニ 業務実施金融機関における収益の見通し
四 当該金融機関等及び当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が株式等の引受け等の申込みをしないときは、業務実施金融機関が業務を行う地域における信用供与の実施に関する事項
五 その他政令で定める事項

二 金融機関等が行う金融組織再編成が特定組織再編成(第十五条第一項に規定する特定組織再編成をいう。次条第三項及び第四項において同じ。)であるときは、当該金融機関等が前項の規定により行う経営強化計画の提出は、当該金融組織再編成の当事者である金融機関等が連名で行うものとし、金融組織再編成の当事者である金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が同項の申込みをするときは、当該金融機関等が同項の規定により行う経営強化計画の提出は、当該組織再編成銀行持株会社等と連名で行うものとする。

3 (略)

第十條 (震災特例協同組織金融機関に係る経営強化計画等の特例)
協同組織中央金融機関は、第二十五条第一項の規定により経営強化計画の提出を求める協同組織金融機関(信用を供与している者の財務の状況が東日本大震災により相当程度悪化したことその他の東日本大震災の影響により自己資本の充実に資する地域における円滑な信用供与を実施するために必要となつた協同組織金融機関をいう。以下同じ。)である場合には、当該震災特例協同組織金融機関に対し、同項に規定する経営強化計画に代えて、次に掲げる事項を記載した経営強化計画の提出を求めることができる。

一 経営強化計画の実施期間(五年を超えないものであって、事業年度の終了の日を末期とするものに限る。)
二 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該震災特例協同組織金融機関が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策として主務省令で定めるもの
三 第二十五条第二項に規定する引受け又は貸付けを求める額及びその内容
四 収益の見通しその他政令で定める事項

2 協同組織中央金融機関は、第二十五条第一項の規定により経営強化計画の提出を求める協同組織金融機関が震災特例組織再編成協同組織金融機関(当事者の全

一 当該申込みに係る信託受益権等に係る特定震災特例協同組織金融機関がこの項の規定により提出する特定震災特例経営強化計画を実施するために当該協同組織中央金融機関が次項の規定による決定を受けて行う経営指導の内容

二 信託受益権等の買取りを求める額及びその内容

三 前項第二号及び第三号に掲げる事項

四 その他政令で定める事項

3 主務大臣は、前項の規定により特定震災特例経営強化計画並びに特定震災特例経営強化指導計画及び同項に規定する信託契約等の契約書の写しの提出を受けたときは、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、第二十六条の申込みに係る信託受益権等の買取りを行うべき旨の決定をするものとする。この場合には、第五項の規定を準用する。

一 特定震災特例協同組織金融機関が次のいずれにも適合するものであること。

イ 特定震災特例経営強化計画に記載された第四項第七号に掲げる方策の実施により当該地域における中小規模の事業者に対する金融の円滑化が見込まれることその他当該地域が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること。

ロ 特定震災特例協同組織金融機関が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

ハ 当該特定震災特例協同組織金融機関が預金保険法第二条第四項に規定する破綻金融機関又はその財産をもって債務を完済することができない協同組織金融機関でないこと。

ニ 当該信託受益権等に係る協同組織中央金融機関による優先出資又は貸付債権の取得が当該特定震災特例協同組織金融機関による当該特定震災特例経営強化計画の実施のために必要な範囲であること。

二 前項の規定により提出された特定震災特例経営強化指導計画が次のいずれにも適合するものであること。

イ 特定震災特例協同組織金融機関が当該特定震災特例協同組織金融機関から前項の規定により提出された特定震災特例協同組織金融機関から前項の規定により提出された特定震災特例協同組織金融機関が当該特定震災特例協同組織金融機関の被災債権の管理及び回収に関する指導その他の特定震災特例協同組織金融機関の業務の改善のために必要な指導及び助言を行い、当該特定震災特例協同組織金融機関は、当該指導及び助言に基づき適切に業務を実施すること。

ロ 協同組織中央金融機関は、特定震災特例協同組織金融機関に対し、その業務及び財産の状況につき必要な報告を求め、当該特定震災特例協同組織金融機関は、正当な理由がある場合を除き、その求めに応ずること。

ハ 経営指導契約は、その締結の日から附則第十六条第三項の認定又は附則第十七条第二項の認定のいずれかを申請した日までの間に限り、その効力を有するものであること。

四 当該信託受益権等に係る取得優先出資等（第二十五条第一項に規定する取得優先出資等をいう。附則第十五条、第十六条第一項及び第三項並びに第十七条第一項及び第二項において同じ。）に貸付債権がある場合にあっては、当該貸付債権につき、当該信託受益権等に係る信託契約等において、附則第十六条第三項の認定又は附則第十七条第二項の認定のいずれかを申請した日までの間に、当該特定震災特例協同組織金融機関が、その財務の改善を図るため、当該貸付債権に係る債務を弁済し、債権者に対し弁済した金額に相当する金額の特定震災特例協同組織金融機関の優先出資の引受けを求めることができることと定められていること。

5 4 (略)

第三項の決定があつたときは、特定震災特例協同組織金融機関及び当該特定震災特例協同組織金融機関に係る協同組織中央金融機関は、速やかに、経営指導契約を締結しなければならない。

(経営が改善した旨の認定)

第十六条 特別対象協同組織金融機関等は、預金保険法第二条第四項に規定する破綻金融機関でなく、かつ、その財務の状況が、資産の額が負債の額に協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等に係る取得優先出資等のうち優先出資の額を加えた額を下らない場合として主務省令で定める場合に該当するときは、主務省令で定めるところにより、経営が改善したことを示すために必要な書類及び次に掲げる事項を記載した計画（以下「特別経営強化計画」という。）を主務大臣に提出して、当該特別対象協同組織金融機関等に係る協同組織中央金融機関と連名で、当該特別対象協同組織金融機関等の経営が改善した旨の認定を申請することができる。

一 特別経営強化計画の実施期間（五年を超えないものであって、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。）

二 特別経営強化計画の第七号に掲げる事項

三 収益の見通しその他主務省令で定める事項

2 特別対象協同組織金融機関等が前項の規定による申請を行う場合には、当該特別対象協同組織金融機関等に係る協同組織中央金融機関は、主務省令で定めると

ころにより、次に掲げる事項を記載した計画（以下「特別経営強化指導計画」という。）を主務大臣に提出することができる。

3 主務大臣は、前二項の規定により第一項に規定する書類及び特別経営強化計画並びに特別経営強化指導計画の提出を受けたときは、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、特別経営強化計画を提出した特別対象協同組織金融機関等の経営が改善した旨の認定を行うことができる。

一 当該特別対象協同組織金融機関等が預金保険法第二十四条に規定する破綻金融機関でないこと。
二 当該特別対象協同組織金融機関等について、その財務の状況が、資産の額が負債の額に協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等に係る取得優先出資等のうち優先出資の額を加えた額を下らない場合として主務省令で定める場合であること。

三 当該特別対象協同組織金融機関等の経営が改善したと認められること。
四 特別経営強化計画に記載された第四条第一項第七号に掲げる方策の実施により当該地域における中小規模の事業者に対する金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域に及ぼす経済的活性化の促進に資するものであること。

五 特別経営強化計画の実施が特別経営強化計画の実施に資するものであること。

六 特別経営強化指導計画の実施が特別経営強化計画の実施に資するものであること。

七 特別経営強化指導計画が円滑かつ確実に実施されることが困難であると認められる場合として政令で定める場合でないこと。

八 信託受益権等につき、その処分をし、又は償還を受けることが困難であると認められる場合として政令で定める場合でないこと。

九 特別対象協同組織金融機関等が前項の規定による認定を受けたときは、当該認定を受けた特別対象協同組織金融機関等が実施している特定震災特別経営強化計画及び当該特別対象協同組織金融機関等に係る協同組織中央金融機関が実施している特定震災特別経営強化指導計画は、それぞれその効力を失う。

5 (略)

4 特別対象協同組織金融機関等が前項の規定による認定を受けたときは、当該認定を受けた特別対象協同組織金融機関等が実施している特定震災特別経営強化計画及び当該特別対象協同組織金融機関等に係る協同組織中央金融機関が実施している特定震災特別経営強化指導計画は、それぞれその効力を失う。

3 (協同組織金融機能強化方針の特例)
第二十二條 協同組織中央金融機関等が、協同組織金融機関等（第三十四条の二に規定する協同組織金融機関等をいう。次項において同じ。）であつて信用を供与している者の財務の状況が東日本大震災により相当程度悪化したことその他の東日本大震災の影響により自己資本の充実に資する事項を行っている地域における円滑な信用供与を実施するために必要となつたものに特定支援（第三十四条の三第三項に規定する特定支援をいう。次項において同じ。）を行うために第三十四条の二の申込みをする場合には、当該協同組織中央金融機関等は、第三十四条の三第一項に規定する協同組織金融機能強化方針に代えて、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、次に掲げる事項であつて金融機能の発揮に係るものを記載した協同組織金融機能強化方針を主務大臣に提出することができる。

一 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済的活性化に資する方策に関する事項として主務省令で定めるもの

二 前号に規定する方策を実施するために当該協同組織中央金融機関等が特別関係協同組織金融機関等に対して行う経営指導の方針

三 第三十四条の二の申込みに係る資金を有効に活用するための体制に関する事項として主務省令で定めるもの

四 取得優先出資（第三十四条の三第三項に規定する取得優先出資をいう。次項において同じ。）の払込金又は取得貸付債権（同条第三項に規定する取得貸付債権をいう。次項において同じ。）の借入金に係る勘定を他の勘定と区分して経理する旨

五 収益の見通しその他政令で定める事項

3 2 (略)
三 協同組織中央金融機関等が第一項の規定により協同組織金融機能強化方針の提出をする場合には、当該協同組織金融機能強化方針を第三十四条の三第一項に規定する協同組織金融機能強化方針と、当該提出と同項の規定による協同組織金融機能強化方針の提出とそれぞれみなして、第四章の二から第六章までの規定（この項第三号とあるのは「同条第一項第二号」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。「附則第二十二条第二項」と、「同条第一

項第三号」とあるのは「同条第一項第二号」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十六條 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

○ 会社法（平成十七年法律第八十六号）（抄）

（議決権制限株式の発行数）

第一百五條 種類株式発行会社が公開会社である場合において、株主総会において議決権を行使することができる事項について制限のある種類の株式（以下この条

において「議決権制限株式」という。)の数が発行済株式の総数の二分の一を超えるに至ったときは、株式会社は、直ちに、議決権制限株式の数の二分の一以下にするための必要な措置をとらなければならない。

第九十九条 (募集事項の決定)

株式会社は、その発行する株式又はその処分する自己株式を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集株式(当該募集に依りてこれらの株式の引受けの申込みをした者に対して割り当てる株式をいう。以下この節において同じ。)について次に掲げる事項を定めなければならない。

一 募集株式の種別、株式発行会社、募集株式の種類及び数。以下この節において同じ。
二 募集株式の払込金額(募集株式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。以下この節において同じ。)
三 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額
四 募集株式と引換えにする金銭の払込み又は前号の財産の給付の期日又はその期間
五 株式を発行するときは、増加する資本金及び資本準備金に関する事項

第一百条 (略)

第二十五条 (募集株式の申込み及び割当てに関する特則)

前二条の規定は、募集株式を引き受けようとする者がその総数の引受けを行う契約を締結する場合には、適用しない。

第二十六条 (公開会社における募集株式の割当ての特則)

第四号の期日(同号の期間を定めた場合にあつては、その期間の初日)の二週間前までに、株主に対し、当該引受人(以下この項及び第四項において「特定引受人」という。)の氏名又は名称及び住所、当該特定引受人についての第一号に掲げる数その他の法務省令で定める事項を通知しなければならない。ただし、当該特定引受人が当該公開会社の親会社等である場合又は第二十条の規定により株主に株式の割当てを受ける権利を与えた場合は、この限りでない。

一 当該引受人(その子会社等を含む。)がその引き受けた募集株式の株主となった場合における総株主の議決権の数
二 当該募集株式の引受人の全員がその引き受けた募集株式の株主となった場合における総株主の議決権の数
三 前項の規定による通知は、公告をもってこれに代えることができる。
四 第一項の規定にかかわらず、株式会社と同項の事項について同項に規定する期日の二週間前までに金融商品取引法第四条第一項から第三項までの届出をしていない株主その他の株主の保護に欠けるおそれがないものとして法務省令で定める場合には、第一項の規定による通知は、することを要しない。

五 総株主(この項の株主総会において議決権を行使することのできない株主を除く。)の議決権の十分の一(これを下回る割合を定めた場合にあつては、その割合)以上の議決権を有する株主が第一項の規定による通知又は第二項の公告の日(前項の場合にあつては、法務省令で定める日)から二週間以内に特定引受人(その子会社等を含む。)以下この項において同じ。)による募集株式の引受けに反対する旨を公開会社に対し通知したときは、当該公開会社は、第一項に規定する期日の前日までに、株主総会の決議によって、当該特定引受人に対する募集株式の割当て又は当該特定引受人との間の第二十五条第一項の契約の承認を受けなければならない。ただし、当該公開会社の財産の状況が著しく悪化している場合において、当該公開会社の事業の継続のため緊急の必要があるときは、この限りでない。

第六 第三十条第一項の規定にかかわらず、前項の株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数(これを上回る割合を定めた場合にあつては、その割合以上)をもって行わなければならない。

第七 第三十条第一項の規定にかかわらず、前項の株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数(これを上回る割合を定めた場合にあつては、その割合以上)をもって行わなければならない。

第八 第三十条第一項の規定にかかわらず、前項の株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数(これを上回る割合を定めた場合にあつては、その割合以上)をもって行わなければならない。

第九 第三十条第一項の規定にかかわらず、前項の株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数(これを上回る割合を定めた場合にあつては、その割合以上)をもって行わなければならない。

第十 第三十条第一項の規定にかかわらず、前項の株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数(これを上回る割合を定めた場合にあつては、その割合以上)をもって行わなければならない。

第十一 第三十条第一項の規定にかかわらず、前項の株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数(これを上回る割合を定めた場合にあつては、その割合以上)をもって行わなければならない。

第十二 第三十条第一項の規定にかかわらず、前項の株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数(これを上回る割合を定めた場合にあつては、その割合以上)をもって行わなければならない。

五 募集新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日を定めるときは、その期日
六 募集新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合には、第六百七十六号各号に掲げる事項
七 前号に規定する場合において、同号の新株予約権付社債に付された募集新株予約権についての第百八条第一項、第百七十九号第二項、第七百七十七号第一
二 項、第七百八十七号第一項又は第八百八条第一項の規定による請求の方法につき別段の定めをするときは、その定め
五 (略)

2 (募集新株予約権の申込み及び割当てに関する特則)
2 前二条の規定は、募集新株予約権を引き受けようとする者がその総数の引受けを行う契約を締結する場合には、適用しない。
3 (略)

2 (公開会社における募集新株予約権の割当ての特則)
2 前二条の規定は、募集新株予約権の割当てを受けた申込者又は前条第一項の契約により募集新株予約権の総数を引き受けた者(以下この項におい

て「引受人」と総称する。)について、第一号に掲げる数の第二号に掲げる数に対する割合が二分の一を超える場合には、割当日の二週間前までに、株主に対し、当該引受人(以下この項及び第五項において「特定引受人」という。)の氏名又は名称及び住所、当該特定引受人についての第一号に掲げる数その他の法務省令で定める事項を通知しなければならない。ただし、当該特定引受人が当該公開会社の親会社等である場合又は第二百四十一条の規定により株主に新株予約権の割当てを受ける権利を与えた場合は、この限りでない。

1 当該引受人(その子会社等を含む。)がその引き受けた募集新株予約権に係る交付株式の株主となった場合に有することとなる最も多い議決権の数
2 前号に規定する場合における最も多い議決権の数

2 前項第一号に規定する「交付株式」とは、募集新株予約権の目的である株式、募集新株予約権の内容として第二百三十六号第一項第七号二に掲げる事項についての定めがある場合における同号二の株式その他募集新株予約権の新株予約権者が交付を受ける株式として法務省令で定める株式をいう。

3 第一項の規定による通知は、公告をもってこれに代えることができる。
4 第一項の規定にかかわらず、株式会社と同項の事項について割当日の二週間前までに金融商品取引法第四条第一項から第三項までの届出をしている場合その他の株主の保護に欠けるおそれがないものとして法務省令で定める場合には、第一項の規定による通知は、することを要しない。

5 総株主(この項の株主総会において議決権を行使することができる株主を除く。)の議決権の十分の一(これを下回る割合を定めた場合にあつては、その割合)以上の議決権を有する株主が第一項の規定による通知又は第三項の公告の日(前項の場合にあつては、法務省令で定める日)から二週間以内(特定引受人(その子会社等を含む。)以下この項において同じ。)による募集新株予約権の引受けに反対する旨を公開会社に対し通知したときは、当該公開会社は、割当日の前日までに、株主総会の決議によつて、当該特定引受人に対する募集新株予約権の割当て又は当該特定引受人との間の前条第一項の契約の承認を受けなければならない。ただし、当該公開会社の財産の状況が著しく悪化している場合において、当該公開会社の事業の継続のため緊急の必要があるときは、この限りでない。

6 第三百九条第一項の規定にかかわらず、前項の株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数(三分の一以上の割合を定めた場合にあつては、その割合以上)を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数(これを上回る割合を定めた場合にあつては、その割合以上)をもって行わなければならない。

○ 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)(抄)

(経営強化計画に基づき行う登記の税率の軽減)

第四十一条の二 次の各号に掲げる事項について登記を受ける場合において、当該事項が、金融機能の強化のための特別措置に関する法律(平成十六年法律第二百十八号)附則第八条第三項の規定により適用される同法第九条第一項の変更後の経営強化計画に係る当該規定による主務大臣の承認又は同法附則第九条第三項の規定により適用される同法第十九条第一項の変更後の経営強化計画に係る当該規定による主務大臣の承認又は同法附則第九条第三項の規定による信用供与の円滑化に資する金融機関等(同法第二条第一項に規定する金融機関等をいう。以下この項において同じ。)として政令で定めるもの(次項において「特定金融機関等」という。)の自己資本の充実のために同法第二条第三項に規定する株式等の引受けに係る申込みに基づくものであつて、東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第八十号)の施行の日から令和四年三月三十一日までの間に金融機関等が提出したこれらの変更後の経営強化計画に係るものに限る。)に係るものであるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該承認の日から一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 株式会社の設立又は資本金の額の増加（次号及び第三号に掲げるものを除く。） 千分の一・五
 二 合併による株式会社の設立又は資本金の額の増加（それぞれ資本金の額又は合併により増加した資本金の額のうち、合併により消滅した会社の当該合併の直前における資本金の額として財務省令で定めるものを超える資本金の額に対応する部分については、千分の一・五）
 三 分割による株式会社の設立又は資本金の額の増加 千分の一・五
 四 合併による法人の設立又は資本金の額の増加 千分の一・五
 五 法人の設立、資本金若しくは出資金の額の増加又は事業に必要な資産の譲受の場合における抵当権の取得 千分の一
 六 合併による法人の設立又は資本金若しくは出資金の額の増加又は吸収分割を行った場合における同項（第一号から第三号まで及び第五号を除く。）の規定の適用については、前項の期間内に、新設分割又は吸収分割を行つた場合における同項（第一号から第三号まで及び第五号を除く。）の規定の適用については、同項第四号及び第六号中「合併」とあるのは、「分割」とする。